



第一フロンティア生命の終身保険

しんきんらいふ終身DF

プレミアレシープ2

定期支払金付積立利率変動型終身保険(23)(通貨指定型)



米ドル建



豪ドル建

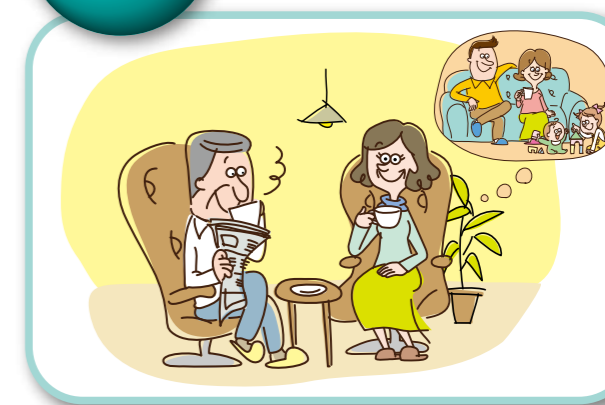


円建

うけとる

自分で、
毎年うけとりたい

のこす

大切なご家族に、
スムーズにのこしたい

「うけとる」「のこす」の2つの願いがかないます。

さらに、

「うけとる」楽しみを2つのプラン **基本プラン** **指数プラン** から選択できます。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

商品紹介動画
配信中です!

一時払終身保険のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

[引受保険会社]

第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

1.この商品は、預金保険制度の対象ではありません。2.この商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

ご検討・お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」*をおすすめしています。

*Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

スマホ
などから右記コードを
読み取り、
アクセスして
ください

<しおり・約款用>

パソコン
などから

- ① 第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、「**ご契約者向けサービス・お手続き**」をクリック
- ② **[Web版ご契約のしおり・約款]**をクリック
- ③ 検索番号**[04082]**を指定し、**検索する**をクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。

くわしくは、
左記コードから
ご確認ください。

第一フロンティア生命の「お客さま第一の業務運営方針」

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、Daiichi Lifeグループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、取組みを推進していきます。

くわしくは、
左記コードから
ご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

その他ご注意ください事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'26年4月版

登B25F5336(2026.01.20) F7885-03 '26年3月作成 リ

プレミアレシーブ2なら「うけとる」「のこす」の両方の願いがかないます!

うけとる

毎年、決まった時期に受け取れたらいいと思うの! 自分で使いたいわ



<毎年の定期支払金の活用イメージ>

- 趣味や旅行に使えます
- 子や孫へプレゼントできます
- 公共料金や税金の支払いにもあてられます



たしかに毎年、受け取れると嬉しいね!

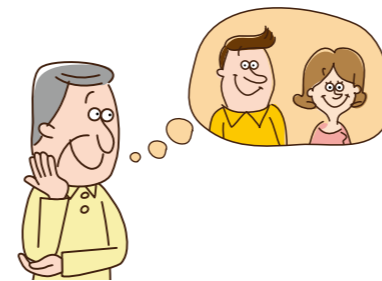
のこす

毎年受け取るのもうれしいけど、大切な家族にスムーズにのこしたいな

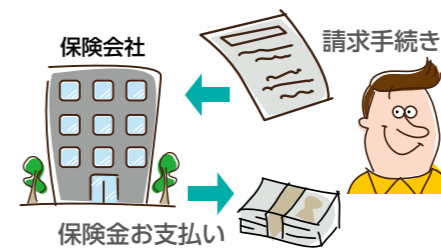


<生命保険を活用した3つの相続準備>

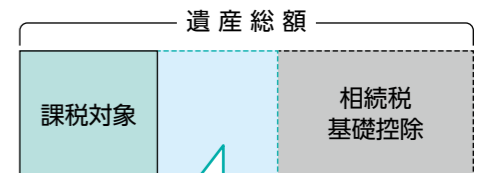
- のこしたい人にのこせます
- 保険金はスムーズに現金化できます
- 生命保険金の非課税枠を活用できます



死亡保険金は受取人固有の財産となります。
*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。



当面の生活費や納税資金などの準備ができます。



生命保険金の非課税枠
500万円 × 法定相続人の数

*契約者 (=保険料負担者) と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。
▶P46

スムーズにのこすことも大事よね!

この商品には、2つのプラン(**基本プラン** **指数プラン**)があります。

毎年、指定通貨建で一定額の定期支払 金を受け取れるプランです。

うけとる

毎年 決まった時期に 一生涯 定期支払金を受け取れます。

定期支払金額は、
指定通貨建で10年間一定です。

子や孫へ
プレゼントしたり…



趣味や旅行に使ったり…



$$\text{定期支払金額} = \text{基本保険金額 (一時払保険料)} \times \text{定期支払率}$$

*定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日(定期支払日)に被保険者が生存している場合、ご契約者にお支払い します。
毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。
*定期支払率は、契約日(または積立利率保証期間更新日)の積立利率に応じて性・年齢別に定めます。

のこす

死亡保険金額は、
指定通貨建で
一時払保険料以上となります。

外貨建の場合、
円貨でもお受け取りいただけます。

⚠ 円建での保証はありません。

*死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、
その分の金額が差し引かれるものではありません。



しくみ図(イメージ)

定期支払金の受取時(外貨建の場合)

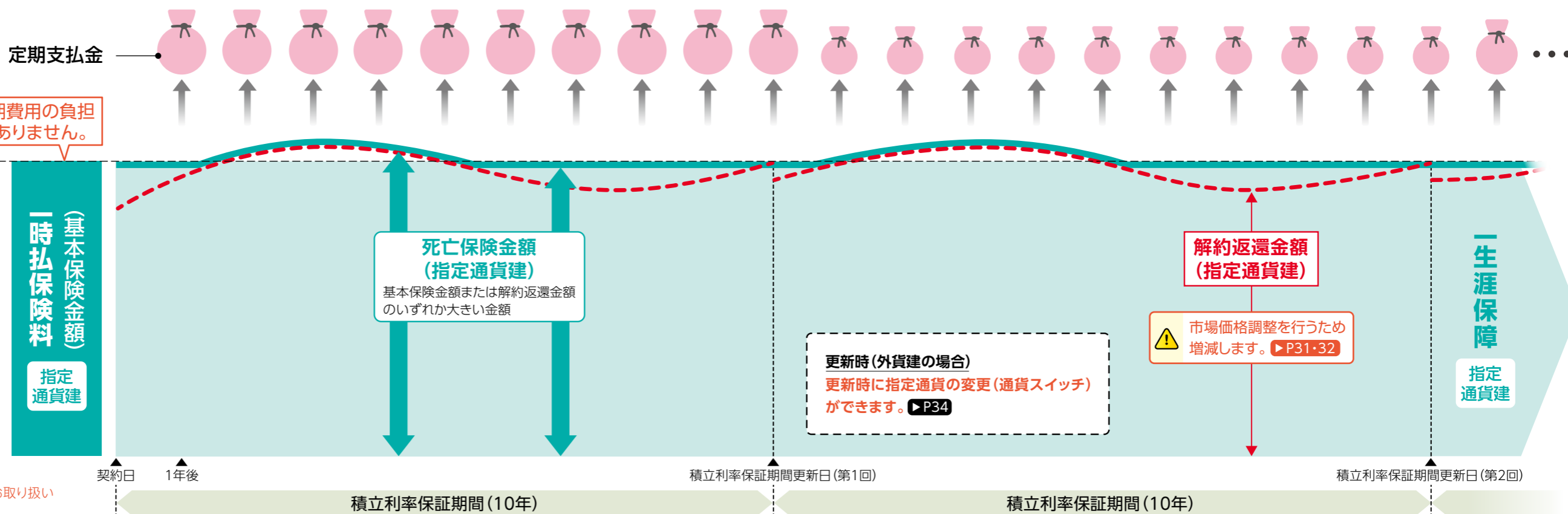
- 定期支払金のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。
- 円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料 はかかりません。 ⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

ご加入時の告知
は不要です。

初期費用の負担
はありません。

指定通貨

- 米ドル
- 豪ドル
- 円



*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱い
できない指定通貨・年齢があります。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。 *契約年齢ごとの更新の回数については ▶P25 をご参照ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動 などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶P35~38

毎年の定期支払金に、参照指数の上昇 による上乗せが期待できるプランです。

*「指数連動部分付定期支払金特約」を付加している契約を「指数プラン」とよびます。

うけとる

毎年 決まった時期に 一生涯 定期支払金を受け取れます。

定額部分に加えて、指数連動部分の上乗せが期待できます。

定額部分 毎年受け取れ、金額は指定通貨建で10年間一定です。

⚠ 「指数プラン」の「基本プラン」の定額部分の定期支払金額は、定期支払金額より少なくなります。

指数連動部分 毎年の参照指数が、
ケース1 1年前より上昇した場合、指数連動部分の上乗せがあります。

ケース2 1年前より上昇しなかった場合、上乗せはありません。

*定期支払日の前日の参照指数の値で上昇率を計算します。▶P23・24

*定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日(定期支払日)に被保険者が生存している場合、ご契約者にお支払いします。毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。

のこす

死亡保険金額は、指定通貨建で一時払保険料以上となります。

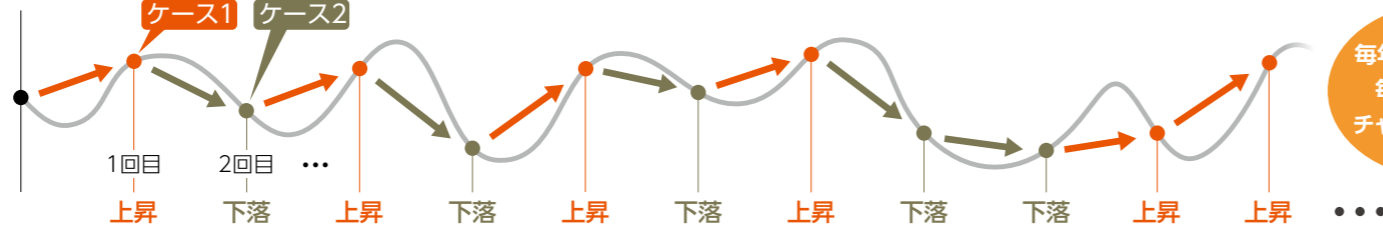
外貨建の場合、円貨でもお受け取りいただけます。

⚠ 円建での保証はありません。

*死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

参照指数(イメージ)

- :参照指数
- ↑ :1年前より上昇
- ↓ :1年前より下落



毎年判定するから毎年上乗せのチャンスがあるね!

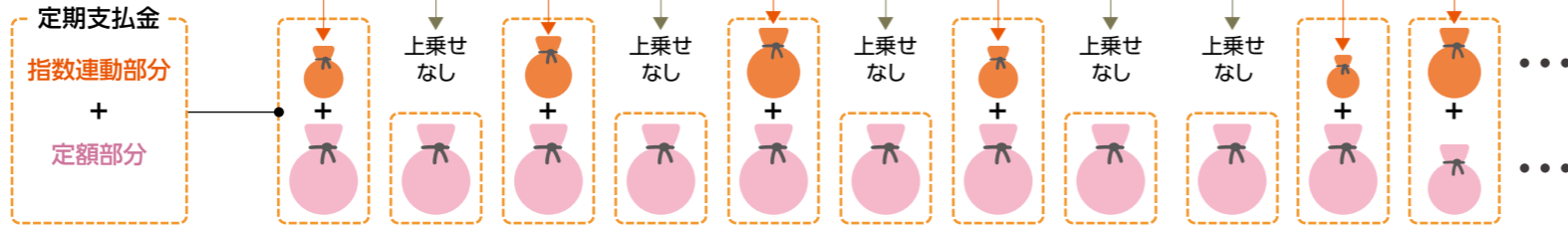


定期支払金の受取時(外貨建の場合)

- 定期支払金のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。
- 円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。

⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

しくみ図(イメージ)



定期支払金額は、定額部分の金額と指数連動部分の金額の合計額となります。▶P23・24

指数連動部分	基本保険金額(一時払保険料)	×	1年間の参照指数の上昇率	×	連動率
定額部分	基本保険金額(一時払保険料)	×	定期支払率※		

米ドル建	100%
豪ドル建	100%
円建	15%

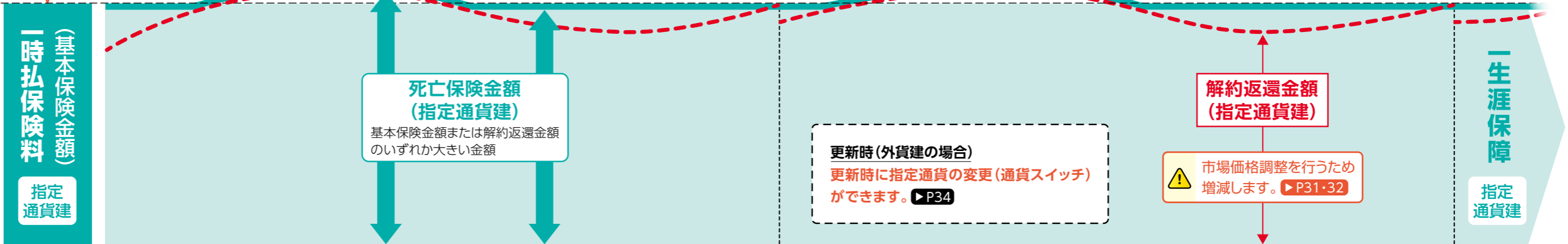
※契約日(または積立利率保証期間更新日)の積立利率および連動率に応じて、性・年齢別に定めます。

ご加入時の告知は不要です。

初期費用の負担はありません。

指定通貨

- 米ドル
- 豪ドル
- 円



*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢があります。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。*契約年齢ごとの更新の回数については▶P25をご参照ください。*積立利率保証期間の更新が最終となる場合は、更新時に「基本プラン」に変更されます。それ以外にも、市場環境などにより更新時に「基本プラン」に変更される場合があります。▶P27

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P35~38

参照指数の値については、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認ください。



- 参照指数は、指定通貨ごとのつぎのとおりです。

指定通貨	参照指数	指数スポンサー
米ドル	米国投資戦略指数(米ドル)	BNPパリバ
豪ドル	米国投資戦略指数(豪ドル)	
円	米国投資戦略指数(円)	

- 米国の株式・債券に投資した結果を反映し算出されます。

株式

米国株式
(米国の株価指数先物)

債券

米国債券
(米国10年国債先物)

*先物取引とは、少ない元手で現物投資と同等の経済効果を期待できる取引です。そのため、実際に米国株式や米国債券を売買するものではありません。

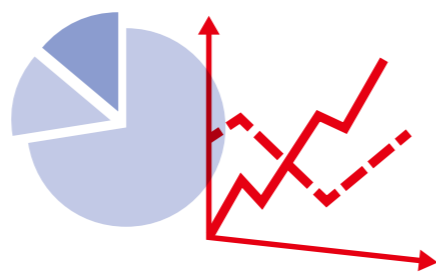
- リスクを抑え、安定的な収益獲得をめざすしくみがあります。

しくみ1 日次 一定のルールで自動的に資産配分を見直します

株式 日中の株式市場の値動きに応じて株式の配分を見直して下落リスクを抑えます。



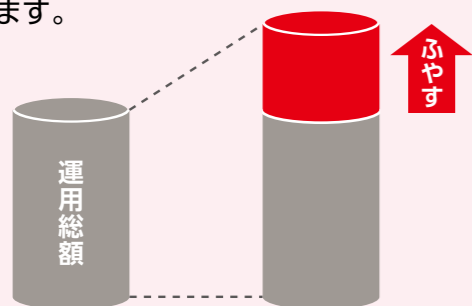
債券 短期金利の長期的な動きに応じて債券の配分を見直します。



しくみ2 日次 運用総額を増減させます

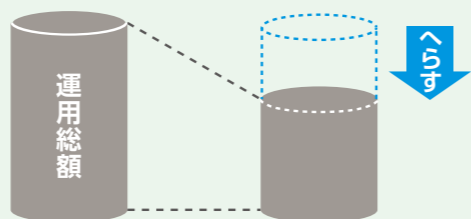
〈イメージ〉

資産の価格変動率が小さい場合は、運用総額をふやして、安定的な収益獲得をめざします。



収益および損失を最大で約1.5倍にする運用をします

資産の価格変動率が大きい場合や、これまでの運用実績が思わしくない場合は、運用総額をへらして、下落リスクを抑えます。

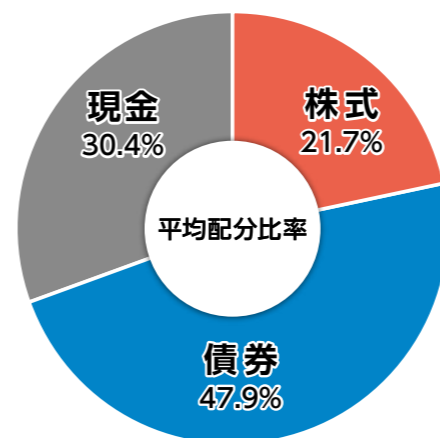


*へらした分は金利がつかない現金に配分します。

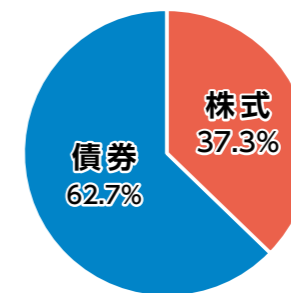
*参照指数について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

〈各資産の配分比率〉

■ 株式 ■ 債券 ■ 現金

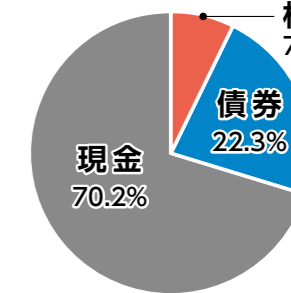


1 2017年4月28日の配分比率



1のように市場が安定的に拡大している局面では、株式の配分比率が多くなっています。

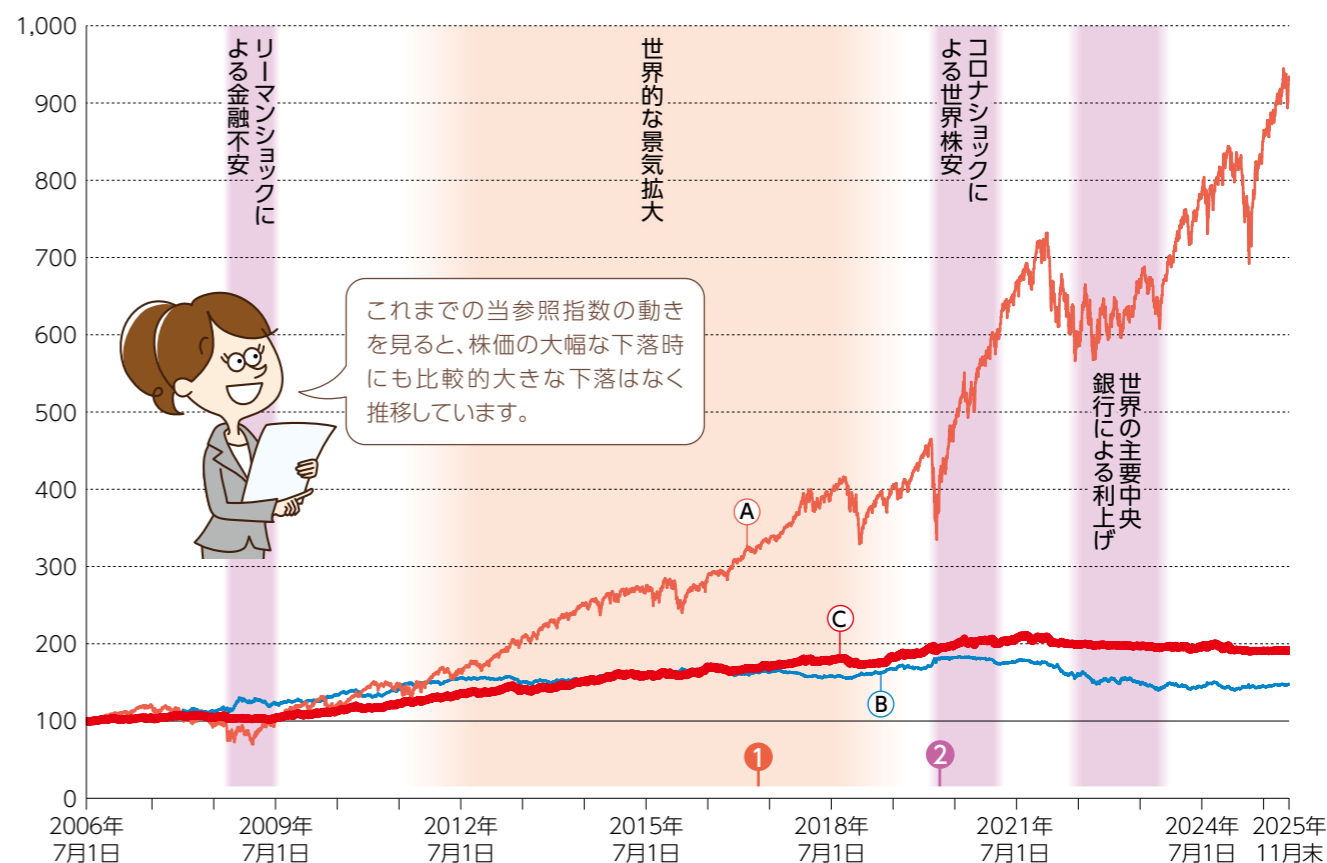
2 2020年4月7日の配分比率



2のように市場急変時などには、現金の配分比率が多くなっています。

〈各対象資産の価格と当参照指数の値の推移(2006年7月1日を100として算出)〉

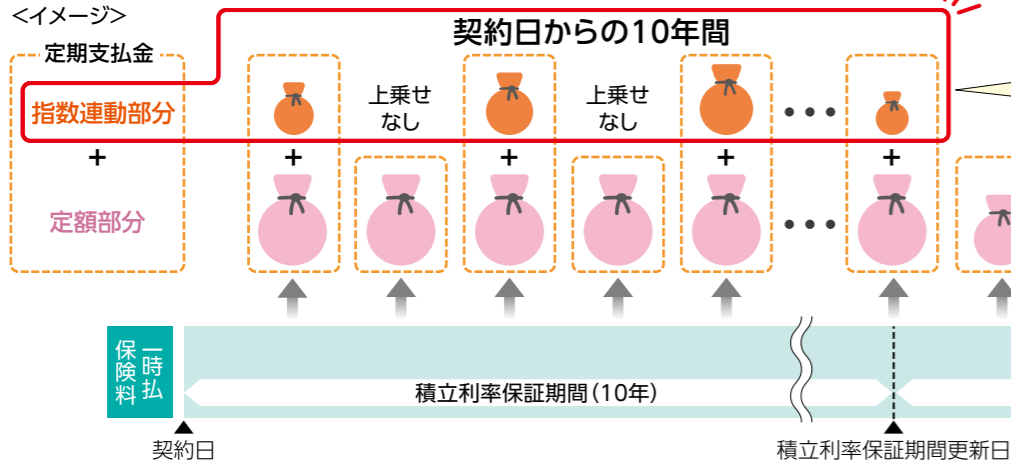
○A 米国株式 ○B 米国債券 ○C 当参照指数 *A~Cについてグラフ下の説明をご参照ください。



*このグラフは、「米国投資戦略指数(米ドル)」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2006年7月1日を100として算出した当参照指数(C)および参照指数の各対象資産(米国株式(A)、米国債券(B))の価格の推移をグラフ化したものです。
*運用にかかる費用控除後、受取時の課税前を前提としています。

⚠️ 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。第一フロンティア生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

指数プラン 指数連動部分の上乗せ回数・上乗せ金額のシミュレーション



この赤枠部分のシミュレーションです。
 毎年の参照指数が、
 ・1年前より上昇した場合、
 指数連動部分の上乗せがあります。
 ・1年前より上昇しなかった場合、
 上乗せはありません。

*「定額部分」の金額は
 シミュレーションに含まれて
 おりません。



2006年7月から2015年12月の各月初を契約日として、その8日後から積立利率保証期間(10年)の満了日まで運用したと仮定した114ケースを集計

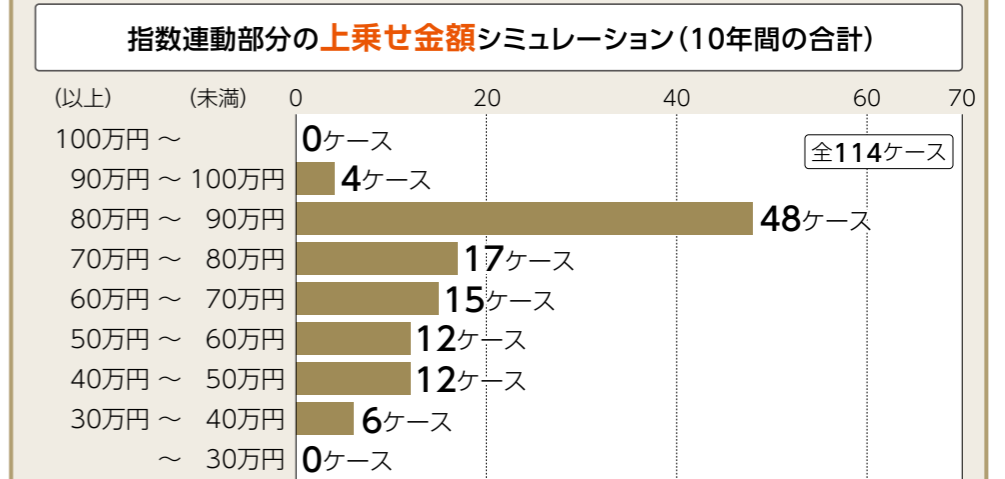
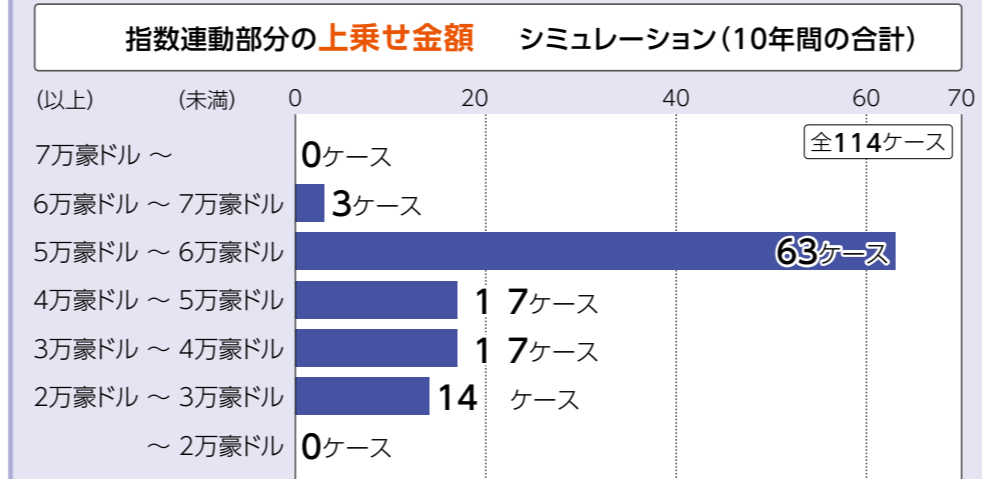
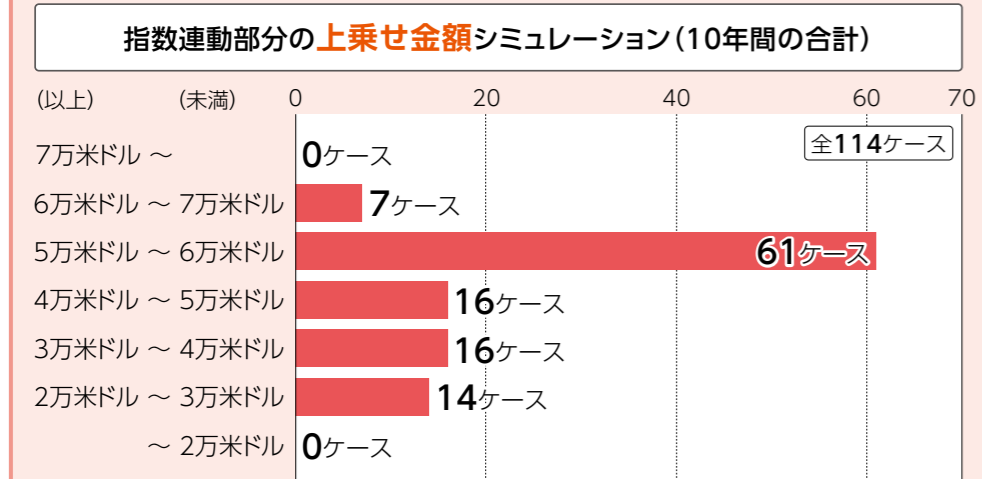
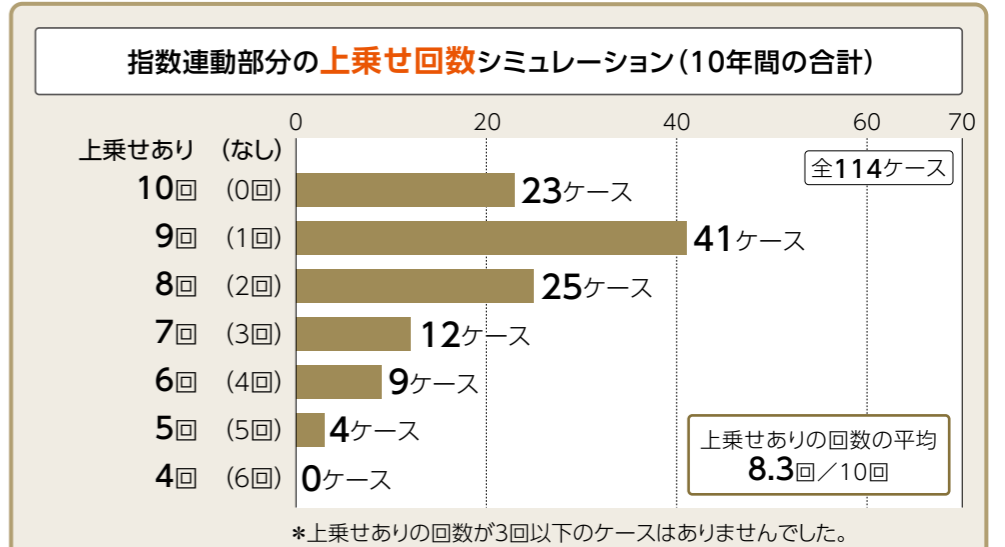
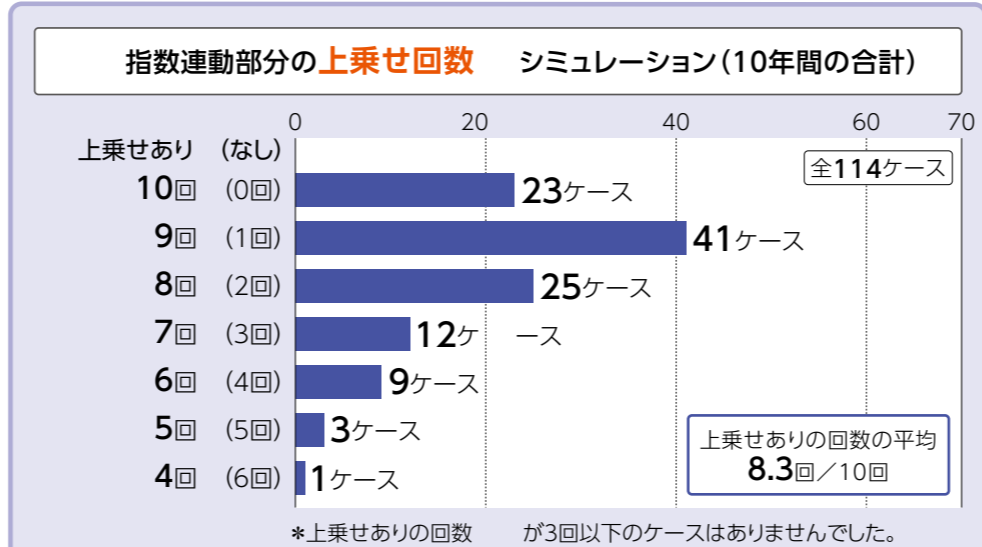
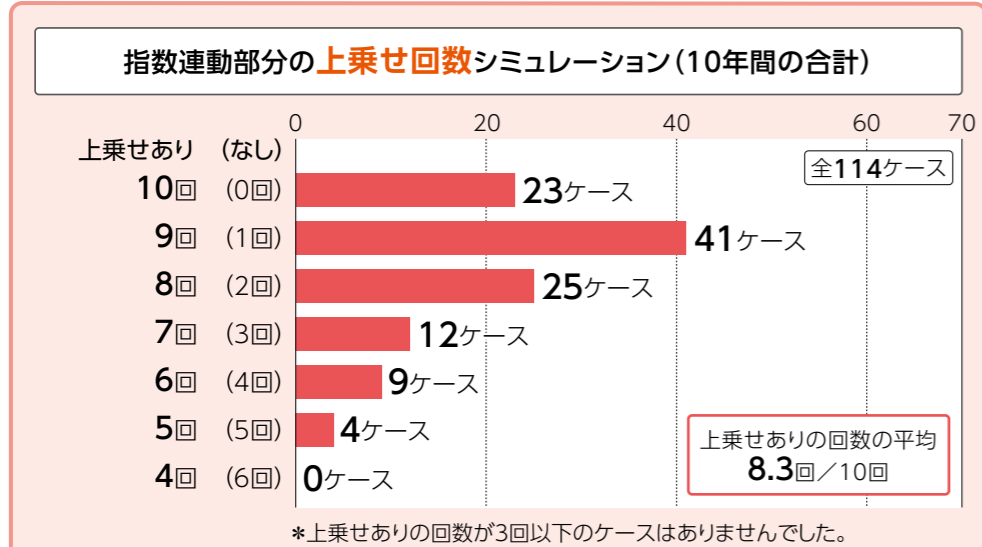
前提条件	一時払保険料	米ドル建：10万米ドル、豪ドル建：10万豪ドル、円建：1,000万円	費用	運用にかかる費用控除後、受取時の課税前
	その他	上乗せありの回数の平均は小数第2位以下を切捨て、各金額は小数点以下を切捨て、受取率は小数第3位以下を切捨てて表示		

⚠️ 下記のシミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。第一フロンティア生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

米ドル建 一時払保険料：10万米ドル

豪ドル建 一時払保険料：10万豪ドル

円建 一時払保険料：1,000万円



	指数連動部分の10年間の合計金額 [A]	参考 ④の均等割 *④を10で割った金額
最高値	65,019 米ドル (受取率 65.01%)	6,501 米ドル (受取率 6.50%)
最低値	24,800 米ドル (受取率 24.80%)	2,480 米ドル (受取率 2.48%)
平均値	48,005 米ドル (受取率 48.00%)	4,800 米ドル (受取率 4.80%)

	指数連動部分の10年間の合計金額 [A]	参考 ④の均等割 *④を10で割った金額
最高値	64,341 豪ドル (受取率 64.34%)	6,434 豪ドル (受取率 6.43%)
最低値	24,350 豪ドル (受取率 24.35%)	2,435 豪ドル (受取率 2.43%)
平均値	47,311 豪ドル (受取率 47.31%)	4,731 豪ドル (受取率 4.73%)

	指数連動部分の10年間の合計金額 [A]	参考 ④の均等割 *④を10で割った金額
最高値	967,188 円 (受取率 9.67%)	96,718 円 (受取率 0.96%)
最低値	370,111 円 (受取率 3.70%)	37,011 円 (受取率 0.37%)
平均値	714,488 円 (受取率 7.14%)	71,448 円 (受取率 0.71%)

*受取率は、一時払保険料に対する各金額の割合を表したものです。

*受取率は、一時払保険料に対する各金額の割合を表したものです。

*受取率は、一時払保険料に対する各金額の割合を表したものです。


指数プラン 定期支払金額の計算例 ▶P23・24

定期支払金額は、**定額部分**の金額と**指数連動部分**の金額の合計額となります。

$$\begin{aligned} \text{定額部分} &= \text{基本保険金額 (一時払保険料)} \times \text{定期支払率}^{\ast 1} \\ \text{指数連動部分} &= \text{基本保険金額 (一時払保険料)} \times \text{1年間の参照指数の上昇率}^{\ast 2} \times \text{連動率 (米ドル建・豪ドル建100\%、円建15\%)} \end{aligned}$$

※1 契約日(または積立利率保証期間更新日)の積立利率および連動率に応じて、性・年齢別に定めます。

※2 「定期支払日の前日」の参照指数の値が、「直前の定期支払日の前日」の参照指数の値に対して上昇した割合を計算したものです(0%未満の場合は0%とします)。なお「直前の定期支払日の前日」は、第1回の定期支払金の計算においては第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とします。

 **米ドル建** <前提> 基本保険金額:100,000米ドル、定期支払率:2.50%

ケース1 参照指数が1年前より上昇(上昇率2%と仮定した場合)


$$\begin{aligned} &\text{基本保険金額} \times \text{定期支払率} + \text{基本保険金額} \times \text{上昇率} \times \text{連動率} = \text{定期支払金額} \\ &100,000\text{米ドル} \times 2.50\% + 100,000\text{米ドル} \times 2\% \times 100\% = 4,500\text{米ドル} \end{aligned}$$

↳ **定額部分** 2,500米ドル ↳ **指数連動部分** 2,000米ドル

ケース2 参照指数が1年前より下落

$$\begin{aligned} &\text{基本保険金額} \times \text{定期支払率} + \text{(指数連動部分の上乗せはありません。)} = \text{定期支払金額} \\ &100,000\text{米ドル} \times 2.50\% + \text{(指数連動部分の上乗せはありません。)} = 2,500\text{米ドル} \end{aligned}$$

↳ **定額部分** 2,500米ドル (定額部分が受け取れます。)

 **円建** <前提> 基本保険金額:1,000万円、定期支払率:0.40%

ケース1 参照指数が1年前より上昇(上昇率2%と仮定した場合)

$$\begin{aligned} &\text{基本保険金額} \times \text{定期支払率} + \text{基本保険金額} \times \text{上昇率} \times \text{連動率} = \text{定期支払金額} \\ &1,000\text{万円} \times 0.40\% + 1,000\text{万円} \times 2\% \times 15\% = 70,000\text{円} \end{aligned}$$

↳ **定額部分** 40,000円 ↳ **指数連動部分** 30,000円

ケース2 参照指数が1年前より下落

$$\begin{aligned} &\text{基本保険金額} \times \text{定期支払率} + \text{(指数連動部分の上乗せはありません。)} = \text{定期支払金額} \\ &1,000\text{万円} \times 0.40\% + \text{(指数連動部分の上乗せはありません。)} = 40,000\text{円} \end{aligned}$$

↳ **定額部分** 40,000円 (定額部分が受け取れます。)

⚠ 定期支払日の前日の参照指数の値が、直前の定期支払日の前日(第1回の定期支払金の計算においては第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日)の参照指数の値を上回らなかった場合は、指数連動部分の定期支払金額は「0(ゼロ)」となります。

⚠ 指数連動部分の定期支払金額は定期支払日に確定するものであり、死亡保険金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

基本プラン・指数プラン 積立利率保証期間更新時の取扱い

積立利率および定期支払率の見直し(更新)

積立利率保証期間更新日に積立利率および定期支払率が見直し(更新)されます。更新後の定期支払金額^{※1}は、指定通貨建で10年間^{※2}一定です。

※1 「指数プラン」の場合は、定額部分の定期支払金額となります。

※2 積立利率保証期間の更新が最終となる場合は終身となります。

⚠ 更新後の積立利率および定期支払率は更新前より変動(増減)することがあります。
⚠ 市場金利の低下などにより更新後の積立利率が更新前より下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。

「プラン」および「指定通貨」の変更

ご契約者からのお申出がない限り、更新前と同じ「プラン」および「指定通貨」で更新されます。ご契約者からのお申出により、更新時に「プラン」と「指定通貨」をそれぞれ変更することもできます。

*変更する場合は、積立利率保証期間更新日の前日までにお手続きください。



プランの変更 ▶P27

<変更できるパターン>



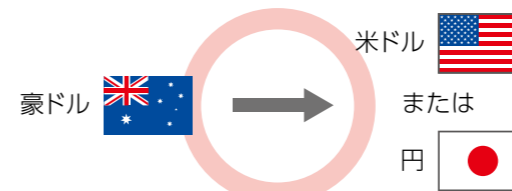
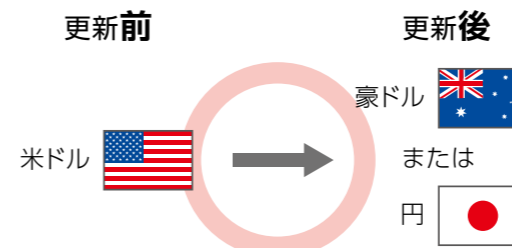
<変更できないパターン>



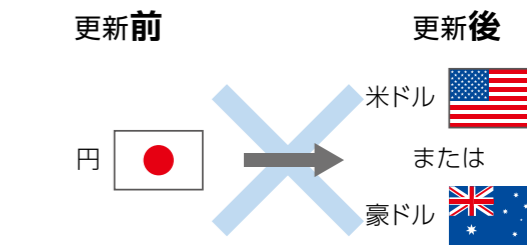
⚠ 「指数プラン」で積立利率保証期間の更新が最終となる場合(▶P25)は、更新時に「基本プラン」に変更されます。
⚠ 上記以外にも、「指数プラン」において市場環境などにより更新時に「基本プラン」に変更される場合があります。▶P27

指定通貨の変更(通貨スイッチ ▶P34)

<変更できるパターン>



<変更できないパターン>



更新時の金利や為替の状況を見て変更できるのね



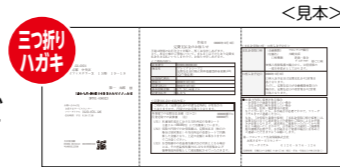
⚠ 最終の積立利率保証期間更新日(▶P25)後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

毎年の
定期支払日
(年単位の
契約応当日)
1~2カ月前
に発送

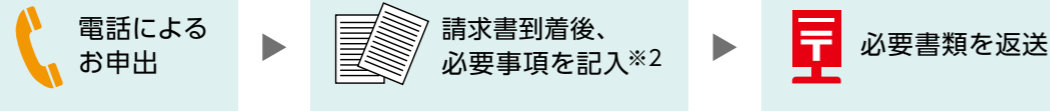
①定期支払金のお知らせ

定期支払金のお支払内容、支払金受取口座、口座入金予定日などをお知らせします。

*「指数プラン」の場合、通知作成日時時点の参照指数状況もお知らせします。



受取口座の変更や受取通貨の変更^{※1}には、定期支払日までに以下のお手続きが必要です。



※1 受取通貨の変更は、指定通貨に米ドルまたは豪ドルを選択されている場合のみ可能です。
 ※2 請求書に印字されたコードを読み込み、ウェブ上でお手続きを完了させることもできます。

定期支払金の指定口座への振込み

口座入金予定日は、以下のとおりです。

指定通貨	基本プラン	指数プラン
外貨	原則、定期支払日の2営業日後 (お受取金融機関によって異なる場合があります) *外貨受取り・円受取りいずれの場合も同様です。	
円	定期支払日の当日 (定期支払日または口座入金予定日が金融機関休業日の場合は、上記の1営業日後となります)	定期支払日の翌営業日

毎年の
定期支払日の
翌営業日
に発送

②お支払明細

定期支払金のお支払い後、お支払額などをお知らせします。



③積立利率保証期間更新のご案内

- 更新後の保障内容(試算)
- (外貨建の場合)更新時に指定通貨を変更する場合の必要事項などについてお知らせします。

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

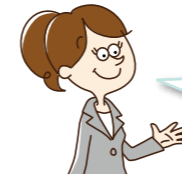
0120-876-126 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

ご契約後の生命保険に関する各種お手続きをサポートいたします。お手順ですが、保険証券をご用意のうえ、契約者ご本人さまよりお問い合わせください。



各種お手続きのうち一部は「第一フロンティア生命マイページ」でもお手続き可能です。▶P17

①「定期支払金のお知らせ」が届いたら…(外貨建の場合)



外貨建の場合、毎年の定期支払金のお受取りごとに、「円で受け取るか」「外貨のまま受け取るか」の選択ができます。
①「定期支払金のお知らせ」に記載の2つの金額を確認しましょう。

「定期支払金のお知らせ」ハガキ(「基本プラン」の記載例)

指定通貨建での定期支払金額	●●●●米ドル	基本プランの場合、 契約時(または更新時)に確定
円貨受取での試算額	■●●●●●円	本お知らせ作成日の為替レートで円換算 *「定期支払金の円貨支払特約」が付加されていない場合でも、円貨受取での試算額が表示されます。

「円で受け取るか」、「外貨のまま受け取るか」の参考にできます

⚠ 実際の円貨でのお受取額は、「定期支払日」に円換算した金額となります。

なお、受取通貨の変更には定期支払日までに左ページ①に記載のお手続きが必要です。

今年は円高だから外貨のまま受け取ろうかな…



②「お支払明細」が届いたら…

「お支払明細」(抜粋)

お支払明細		作成日 XXXX年 XX月 XX日
お支払内訳(単位:円)		第一フロンティア生命保険株式会社
定期支払金	■●●●●●	【送金先口座】 (金融機関名) ○○○○銀行 (店舗名) ○○支店
差引お支払額	■●●●●●	※個人情報保護の観点から、口座番号等、情報の一部を非表示としております。 ※口座入金予定日は通常、通知作成日の2営業日以内です。
		確定申告書記入時に使用する金額 *「収入金額」 ■●●●●●円 *「必要経費等」 ▲▲▲▲▲▲円

お受取金額をご確認ください。

*源泉徴収のある場合は、その金額を差し引きます。

確定申告書の「雑所得」欄には、この金額を転記してください。

*上記金額は、「第一フロンティア生命マイページ」でもご確認できます。▶P17

⚠ 定期支払金お受取時の税務の取扱いについて、くわしくは▶P45~48をご参照ください。

フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

フロンティアの
ご家族
安心サポート

保険契約者
代理特約

契約内容
ご案内制度

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。

*一部、代理人ができないお手続きがあります。

ご契約内容について、「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

●ご家族(保険契約者代理人)がご契約者に代わって、お手続きや契約内容の確認を行えるよう、ご契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご家族(保険契約者代理人)にも契約内容を郵送でお知らせすることで、契約内容を共有します。

- ⚠ 契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ⚠ 第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。*所定のお手続きが必要です。

たとえば、母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に...

対策前

- 解約などの手続きは、母(契約者)しかできない...
- 成年後見制度※の利用も手間がかかりそう...
- 母の保険証券を見ても、内容がよくわからない...

もし認知症で意思表示が困難になったら...



母(ご契約者)



息子

対策後

- ☑ 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備やその時に必要な手続きができるね!
- ☑ 母(契約者)の契約内容がいつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に手続きしてもらえて安心♪



母(ご契約者)



息子
(保険契約者代理人)

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を付け、法律的に支援する制度です。

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

〔お手続きにあたり一部条件がある場合があります。〕

- 定期支払金の受取口座の変更...契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座(契約者の子に限り)に変更できます。
- 定期支払金の受取通貨の変更 ●積立利率保証期間更新時のお手続き(通貨スイッチ、プランの変更)
- 解約・減額 ●届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行 など

*契約者が死亡保険金受取人として指定されている場合に限り、死亡保険金の受取り手続きができます。

⚠ 契約者・死亡保険金受取人・保険契約者代理人の変更などは、代理人がお手続きすることができません。

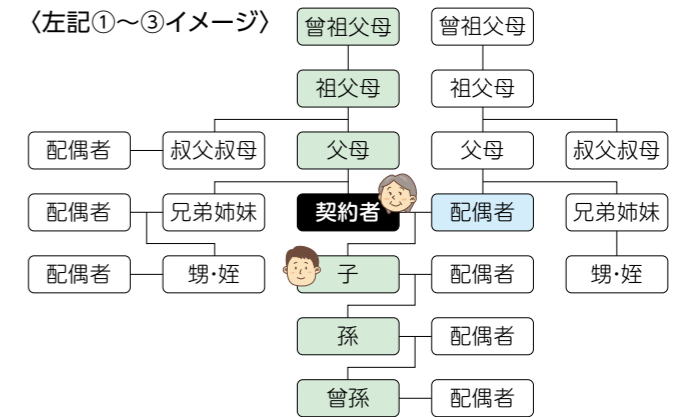
保険契約者代理特約 について

♥ 保険契約者代理人は、ご契約者^{※1}が被保険者の同意^{※2}を得て、以下の範囲内から1人指定できます。

※1 年金支払に移行後は、年金の受取人となります。(以下同じ) ※2 被保険者の死亡後はこれを要しません。

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の3親等内の親族

〈左記①〜③イメージ〉

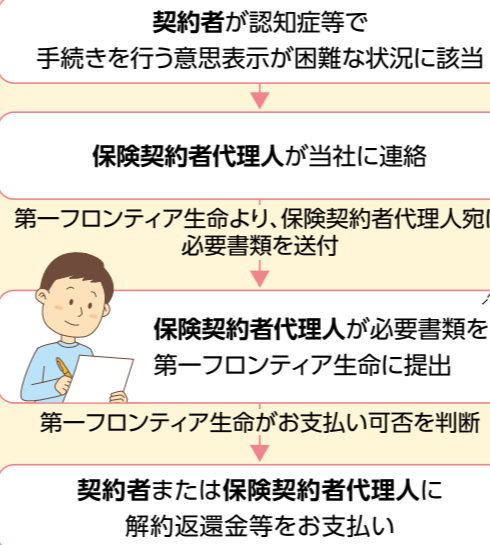


上記①〜③以外で、

第一フロンティア生命が認めた以下の方

- ④ 契約者と同居または生計を一にしている方
- ⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
- ⑥ 被保険者
- ⑦ 保険金などの受取人
- ⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方

♥ 保険契約者代理人による代理手続きの流れは、以下のとおりです。(解約などの「支払系」手続きの場合)



- 解約返還金等の請求にあたって必要な書類
- ① 保険契約者代理人の本人確認書類
 - ② 契約者と保険契約者代理人の関係(続柄等)が確認できる書類
 - ③ 当社所定の診断書
 - ④ 当社所定の請求書

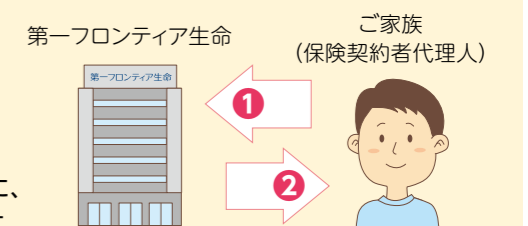
- 保険契約者代理人の口座でも受け取れます
- ⚠ 1回あたりの支払金額が、原則2,000万円以下の場合に限りです。
 - ⚠ 年金受取の場合、契約者との続柄が「子」であることが必要です。
- この場合、解約返還金等の財産の帰属先は契約者本人であることから、**契約者に**所得税・住民税が課税されます。

契約内容ご案内制度 について

♥ 契約の内容を**保険契約者代理人と共有**できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、**保険契約者代理人に契約内容を開示**します。

- ① 契約内容や手続き方法の照会
契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、契約内容や手続き方法を説明させていただきます。
- ② 契約者の連絡先の確認等(契約者ご本人と連絡等が取れない場合)
契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。



「フロンティアのご家族安心サポート」の内容について詳しくは、右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)からご確認ください。



ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド など
*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ

*「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

定期支払金のお知らせ ▶P13・14

*毎年の定期支払日(年単位の契約応当日)の1~2ヵ月前に定期支払金のお支払内容、支払金受取口座、口座入金予定日などを契約者さまにお知らせします。
*指数プランの場合、通知作成日時時点の参照指数状況もお知らせします。

お支払明細 ▶P13・14

*毎年の定期支払日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

更新時

積立利率保証期間更新のご案内 ▶P13

*積立利率保証期間更新の2ヵ月前に契約者さま宛に発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後、お手続きの結果をお知らせします。



第一フロンティア生命マイページ

ご利用登録をおすすめします!

登録
カンタン!

ネットで
便利!

ラクラク
手続き!

こんなときに
便利!

現在の解約金額を
確認したい

誰を受取人に
指定したかな…
契約内容を確認したい

引越したので、
登録している住所を
変えたい

口座変更・名義変更
などの書類を
取り寄せたい

ご契約者

控除証明書の
再発行・電子的交付を
お願いしたい

ご登録方法



保険証券に同封の
「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」
をご確認ください。

*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が
必要となります。

【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
- 直近の解約返還金額の確認
- 解約のお手続き
- 運用期間満了時の年金原資額の
一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
- 住所・電話番号の変更
- 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、
各種お手続き書類のお取り寄せ など

*商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。



定期的に契約者さま宛に郵送している
「ご契約状況(内容)のお知らせ」は
マイページ上でも確認いただけます。

*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00



*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が
変更になる場合があります。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「定期支払金付積立利率変動型終身保険(23)(通貨指定型)」です。
- 指定通貨が外貨の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	 

1 引受保険会社の商号と住所などについて



- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨および契約年齢ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り、毎年の年単位の契約応当日に定期支払金をお支払いします。

- この保険には、定期支払金額の計算方法が異なる2つのプランがあり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただきます。

基本プラン	定期支払金額が定期支払率に応じて計算されるプランです。
指数プラン	定期支払金額が、定期支払率に応じて計算される「定額部分」と参照指数の上昇に連動する「指数連動部分」の合計額となるプランです。 *「指数連動部分付定期支払金特約」を付加いただきます。

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。指定通貨建の死亡保険金額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 積立利率保証期間は10年で、満了日の翌日に更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、最終の更新日に設定された当社所定の利率が、以後終身にわたり適用されます。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率0.01%を下回りません。
-   積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更することができます。
- 商品のしくみ図(イメージ)については、「基本プラン」▶P3・4・「指数プラン」▶P5・6をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P35~38

4 積立利率について

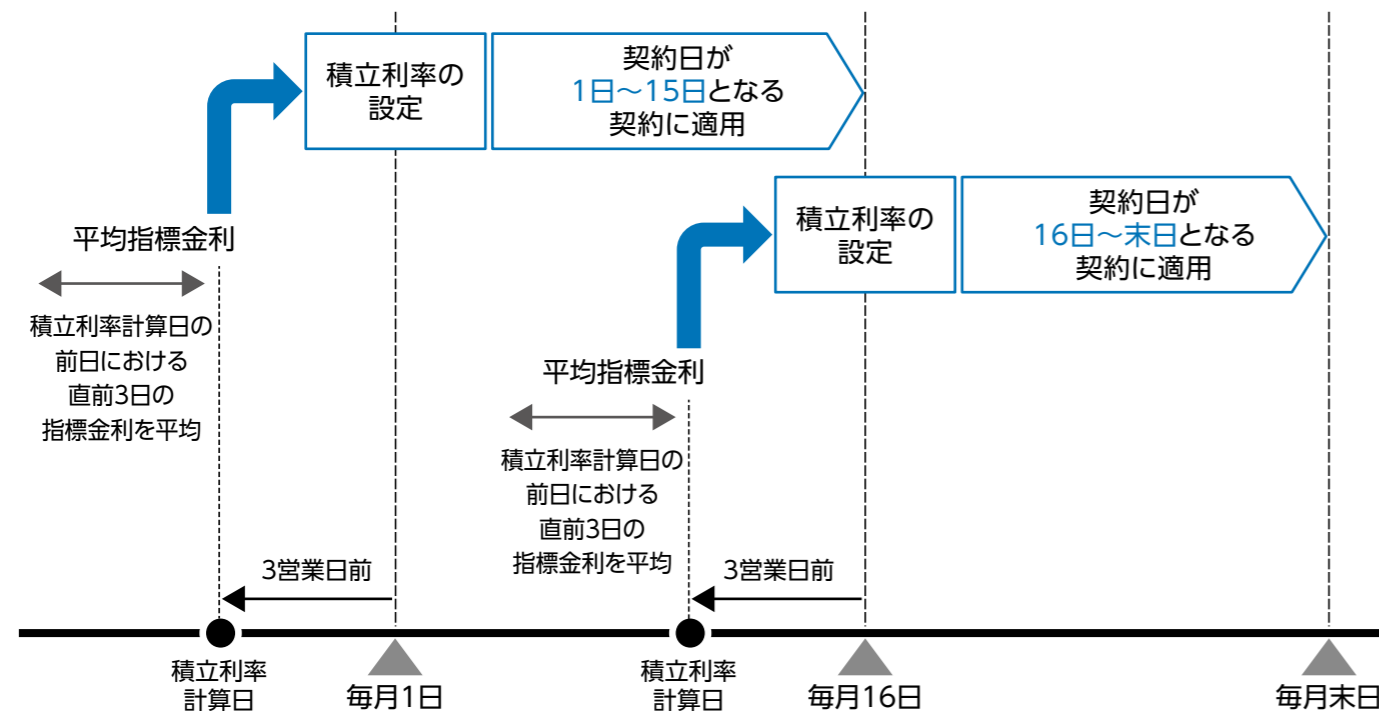
■積立利率は、通貨の種類および契約年齢（積立利率保証期間の更新が行われる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 （▶P22の表も ご参照ください）	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）の前日における直前3日間（会社が指標金利を取得する3日間に限ります）の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、上限（+1.0%）および下限（-1.5%）を定めています。
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	指標金利
米ドル	加重平均インデックス利回り
豪ドル	加重平均インデックス利回り + 豪ドル10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW)) - 米ドル10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(SOFR)) + ベーシススワップスプレッド(10年)
円	加重平均インデックス利回り + 円10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(TONA)) - 米ドル10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(SOFR)) + ベーシススワップスプレッド(10年)

*加重平均インデックス利回りとは、つぎの(1)を25%、(2)を75%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。

また、(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

(1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が10年の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(2) iBoxx 米ドル建てリキッド 投資適格指数の Annual Yield

*ベーシススワップスプレッドとは、異なる通貨で金利を交換する際に市場で観測される調整率のことをいいます。

*使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

*指標金利の推移は▶P52をご参照ください。

5 保障内容について

死亡保険金

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額となります。
 - ・ 基本保険金額
 - ・ 解約返還金額

定期支払金

- 契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日(以下「定期支払日」といいます)に被保険者が生存している場合、定期支払金をご契約者にお支払いします。
 - * 定期支払金の受取人をご契約者以外に変更することはできません。

- 定期支払金額はつぎのとおりとなります。

基本プラン	基本保険金額 × 「基本プラン」の定期支払率 によって計算される金額
指数プラン	つぎの「定額部分」と「指数連動部分」の合計額 定額部分 = 基本保険金額 × 「指数プラン」の定期支払率 指数連動部分 = 基本保険金額 × 上昇率 × 連動率※1

※1 「指数プラン」で参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことです。指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は15%とします。

- 定期支払率は、定期支払金の額を定める際に基準となる率です。「基本プラン」の場合は契約日※2における積立利率に応じて性・年齢別に定め、「指数プラン」の場合は契約日※2における積立利率および連動率に応じて性・年齢別に定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。ただし、定期支払日が積立利率保証期間更新日となる場合は、その定期支払日の前日に適用されていた定期支払率を適用します。

※2 積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日とします。

⚠ 「指数プラン」の定期支払率は、「基本プラン」の定期支払率より低くなります。

- 「指数プラン」における「上昇率」とは、定期支払日の前日の参照指数の値が直前の定期支払日の前日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎの算式により計算されます(0%未満の場合は0%とします)。

$$\text{上昇率(\%)} = \frac{\left(\frac{\text{定期支払日の前日の参照指数の値}}{\text{直前の定期支払日の前日の参照指数の値}} - 1 \right)}{\text{直前の定期支払日の前日の参照指数の値}} \times 100(\%)$$

* 「直前の定期支払日の前日」は、第1回の定期支払金の計算においては第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とします。

- 「指数プラン」において、定期支払日の前日の参照指数の値が、直前の定期支払日の前日(第1回の定期支払金の計算においては第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日)の参照指数の値を上回らなかった場合は、指数連動部分の定期支払金額は「0(ゼロ)」となります。
- 「指数プラン」において、指数連動部分の定期支払金額は定期支払日に確定するものであり、死亡保険金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

死亡保険金、定期支払金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 ご契約のお取扱いについて

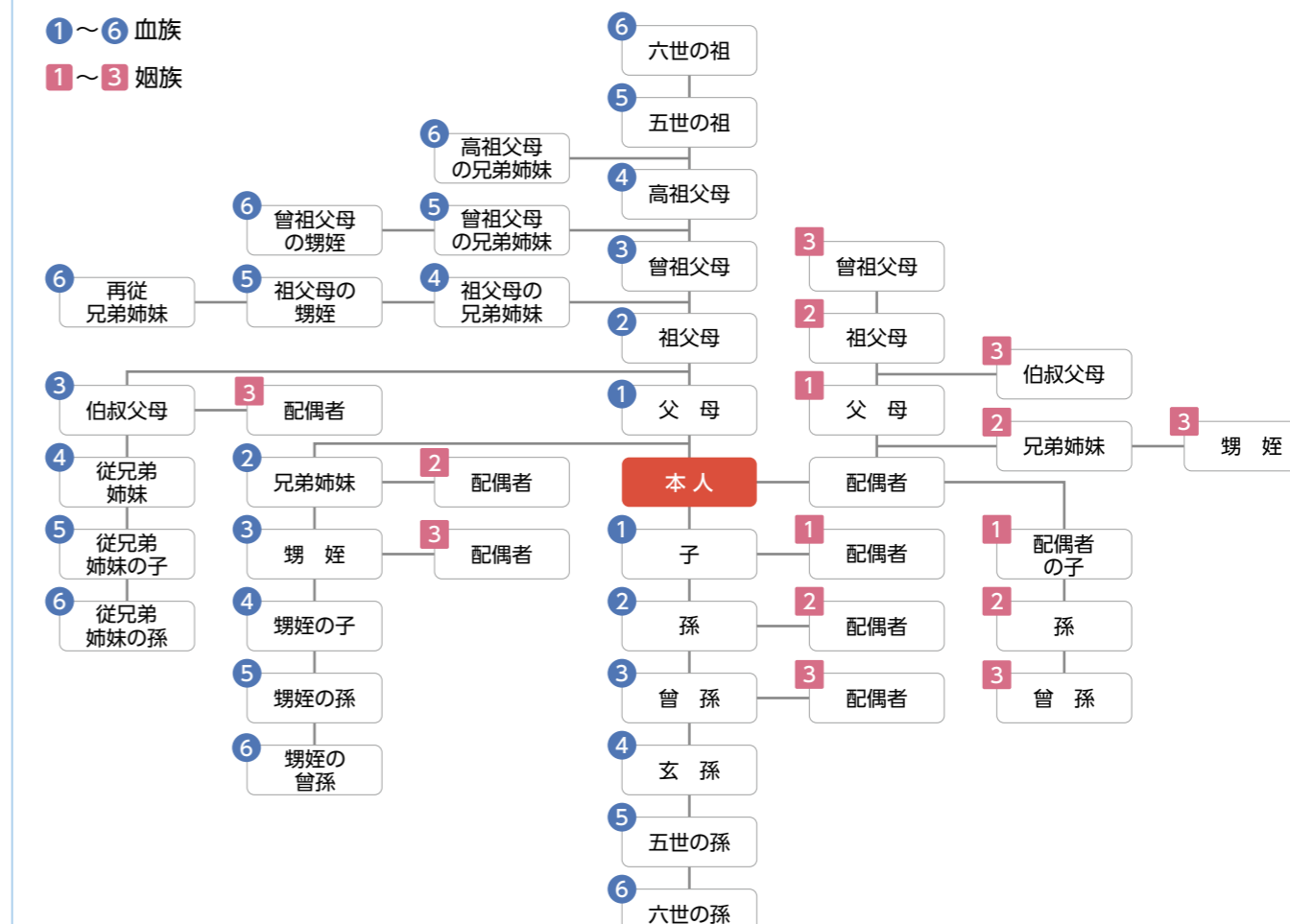
基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 払込金額)	最低	指定通貨で入金する場合						
		<table border="1"> <tr> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>10,000米ドル</td> <td>10,000豪ドル</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	米ドル	豪ドル	円	10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円
米ドル	豪ドル	円						
10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円						
*ご契約時の金利 情勢などによっ ては、お取扱 いできない指定 通貨があります。	最高	「保険料円貨入金特約」を付加する場合 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">円</th> </tr> <tr> <td colspan="3">100万円</td> </tr> </table>	円			100万円		
		円						
100万円								
*ご契約時の金利 情勢などによっ ては、お取扱 いできない指定 通貨があります。	最高	「保険料外貨入金特約」を付加する場合 <table border="1"> <tr> <th>払込通貨:米ドル / 指定通貨:豪ドル</th> <th>払込通貨:豪ドル / 指定通貨:米ドル</th> </tr> <tr> <td>10,000米ドル</td> <td>10,000豪ドル</td> </tr> </table>	払込通貨:米ドル / 指定通貨:豪ドル	払込通貨:豪ドル / 指定通貨:米ドル	10,000米ドル	10,000豪ドル		
		払込通貨:米ドル / 指定通貨:豪ドル	払込通貨:豪ドル / 指定通貨:米ドル					
10,000米ドル	10,000豪ドル							
*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。								
保険期間	終身							
積立利率保証期間	10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。							
積立利率保証期間の更新回数	更新回数の上限は、契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。							
	契約年齢	0歳	1歳~10歳	11歳~20歳	21歳~30歳	31歳~40歳		
	更新回数の上限	10回	9回	8回	7回	6回		
	契約年齢	41歳~50歳	51歳~60歳	61歳~70歳	71歳~80歳	81歳~90歳		
	更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回		
契約年齢	0歳~90歳(契約日における被保険者の満年齢) *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。							
定期支払金受取人	ご契約者							
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定							

保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。 なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。	
基本保険金額 の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付	取り扱いません。	

定期支払金を指定通貨で受け取る場合の留意点

定期支払金額(「指数プラン」の場合は定額部分の定期支払金額)が300米ドル、300豪ドル以上であることが必要です。300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、円貨でお受け取りいただきます(「定期支払金の円貨支払特約」を付加)。

【ご参考】死亡保険金受取人の指定範囲(配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族)



付加できる特約について

(くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

指数プラン 指数連動部分付定期支払金特約

- この特約を付加している契約を「指数プラン」とよびます。
- ご契約時のみ付加できます(ご契約後の付加や、この特約のみの解約はできません)。
- この特約の保険期間は積立利率保証期間と同一(10年)とし、積立利率保証期間更新日に自動的に更新(「指数プラン」が継続)されます。

更新時につぎのいずれかに該当する場合には、この特約の更新は取り扱わず、積立利率保証期間更新日に「基本プラン」へ変更されます。

①積立利率保証期間更新日が、最終の積立利率保証期間更新日となる時

*最終の積立利率保証期間更新日についてくわしくは▶P25をご参照ください。



②積立利率保証期間更新日に、ご契約時のこの特約の内容と同一内容の特約の付加を取り扱っていないとき

③積立利率保証期間更新日における積立利率に応じて計算される定期支払率が、第一フロンティア生命の定める水準に満たないとき

- 積立利率保証期間更新日の前日までに、契約者から特約を継続しない旨のお申出があった場合は、この特約は更新されず、積立利率保証期間更新日に「基本プラン」へ変更されます。

*「基本プラン」から「指数プラン」への変更は取り扱いません。

保険料円貨入金特約

- 保険料を円貨でお払い込みいただけます。
- 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

保険料外貨入金特約

- 保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。
- 指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

円貨支払特約

- 死亡保険金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。
- 死亡保険金などのご請求の際に付加できます。
- 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

定期支払金の円貨支払特約

- 定期支払金を円貨で受け取ることができます。
- この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。
- 円貨への換算に適用する為替レートは、定期支払金ごとの定期支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります(為替手数料はかかりません)。したがって、為替相場の変動により、同一の積立利率保証期間における定期支払金であっても、円貨でのお受取額は変動します。
*定期支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。
- 定期支払金額(「指数プラン」の場合は定額部分の定期支払金額)が300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、この特約を必ず付加していただきます。

保険契約者代理特約 フロンティアのご家族安心サポート

- ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。
- 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。
- 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
- 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

■ 上昇率の算出に使用する参照指数は以下のとおりです。

指定通貨	参照指数	指数スポンサー
米ドル	米国投資戦略指数(米ドル)	BNPパリバ
豪ドル	米国投資戦略指数(豪ドル)	
円	米国投資戦略指数(円)	

*上記参照指数は、BNP Paribas (以下BNPパリバ)の独占的な財産です。ライセンス契約に基づき第一フロンティア生命が使用しています。

*当該保険商品はいかなる意味においても、BNPパリバにより推奨または承認されているものではありません。

*BNPパリバは、上記参照指数の使用についていかなる保証をするものではなく、また、当該使用に関連して生じたいかなる損害にも責任を負う立場にありません。

■ 参照指数の内容と投資対象は以下のとおりとなります。

米国株式および米国債券等を投資対象とし、所定のルールに基づいて資産配分と運用総額の見直しを行いながら運用した成果を示す指数です。

対象資産	投資対象
米国株式	米国の株価指数先物
米国債券	米国10年国債先物
現金	

■ 参照指数のしくみ(概略)は以下のとおりです。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。
(1) 資産配分の見直し

- ・対象資産のうち米国株式は、米国の株価指数先物への「買入」と「売却」を組み合わせ、運用します。日中の市場の動きに注目し、一定以上下落した場合には日中に「売却」をふやす手法等を毎日実行し、下落リスクを抑えます。
- ・米国債券については米国10年国債先物に投資します。米国短期金利先物の長期的な価格推移に基づき、日次で配分の見直しを行うことで下落リスクを抑えます。

(2) 運用総額の増減

- ・これまでの値動きから測定した資産の価格変動率(ボラティリティ)が小さい場合は、運用総額(ポジション量)をふやし、安定的な収益獲得をめざします。また、価格変動率(ボラティリティ)が大きい場合や、これまでの運用実績が思わしくない場合は、運用総額(ポジション量)をへらして下落リスクを抑えます。
- ・運用総額をへらす場合、へらした分については利回りをゼロ(現金)とします。

(3) 参照指数の算出

- ・主に以上の手順で運用を行い、運用結果が指定通貨米ドル建の参照指数となります。豪ドル建および円建の参照指数は、米ドル建の参照指数の日々の損益に対して、対豪ドルまたは対円で換算を行い算出します。
- ・参照指数の計算にあたって、戦略控除率^{※1}(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト^{※2}が控除されます。

※1 連動率の水準を高めるために設定します。

なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は15%とします。

※2 参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。



参照指数への投資では、構成要素の価額上昇による収益が限定される可能性があります。参照指数への投資は投資による収益または損失に一定の割合を乗ずることによって、当該投資の価値の下落局面では価格変動リスクや損失のリスクを軽減する一方で、当該投資の価値の上昇局面では潜在的な収益を低減させる効果を有します。構成要素の価額が上昇または下落した場合、参照指数に連動する投資が同様の割合で上昇または下落するとは限りません。



参照指数が消滅する等の理由によって、第一フロンティア生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の2ヵ月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

9 解約返還金額について

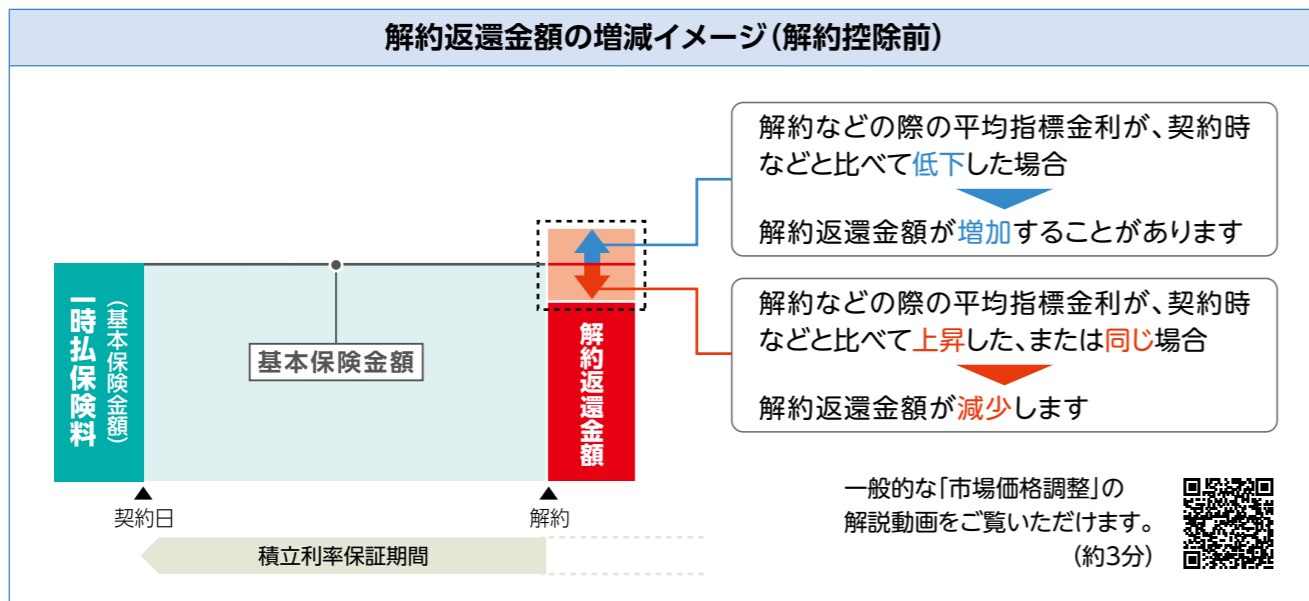
■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \left[\text{基本保険金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] - \text{解約控除の額}$$

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

ただし、解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は「0(ゼロ)」とします。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right]^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、「月数」は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の基本保険金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

(基本保険金額に対して控除される率の例)

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

■最終の積立利率保証期間更新日(▶P25)をご参照ください)以後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} (\text{▶P35~37} \text{をご参照ください})$$

■契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■以下における解約返還金額は、解約返還金計算日の基本保険金額と同額となります(市場価格調整はかからず、解約控除もかかりません)。

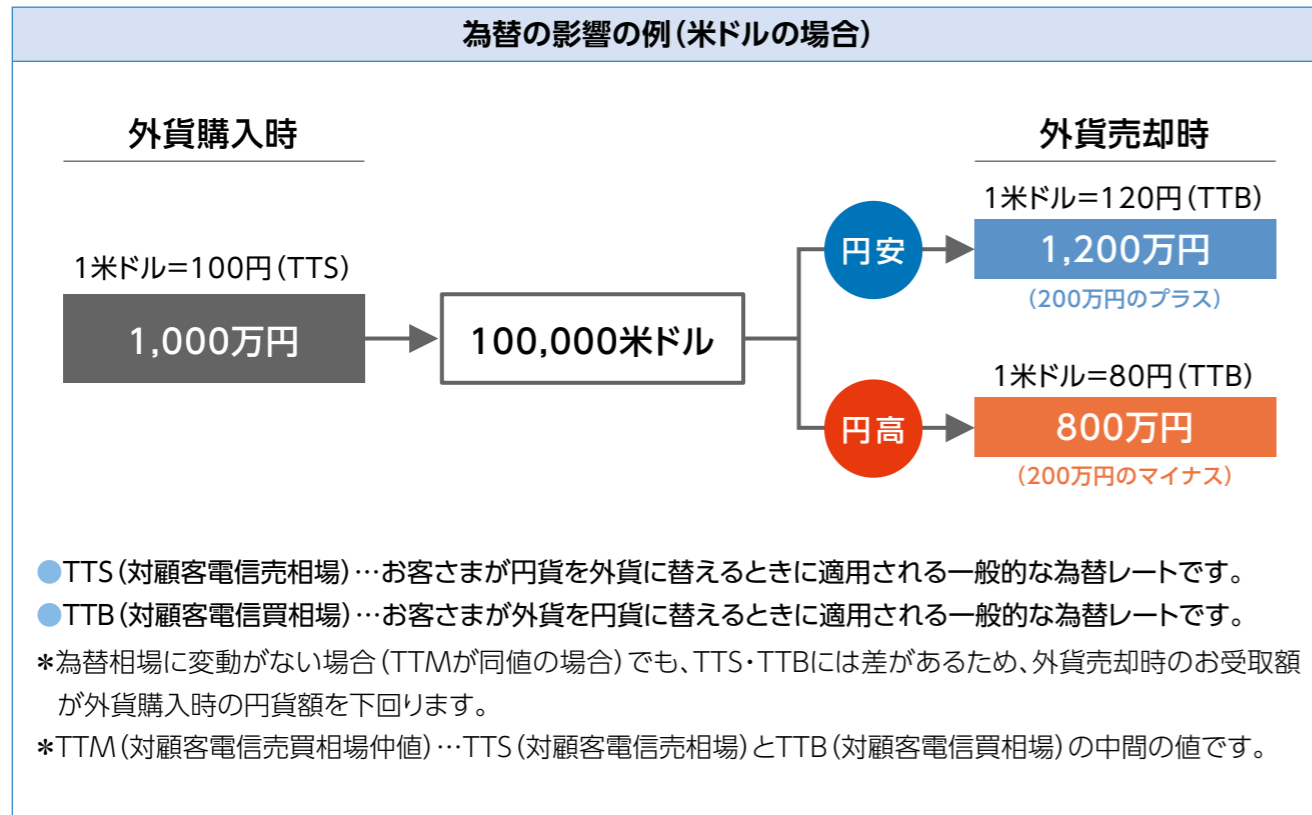
・積立利率保証期間更新日 ・最終の積立利率保証期間更新日以後



- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

10 為替リスクについて

■ くわしくは▶P38をご参照ください。

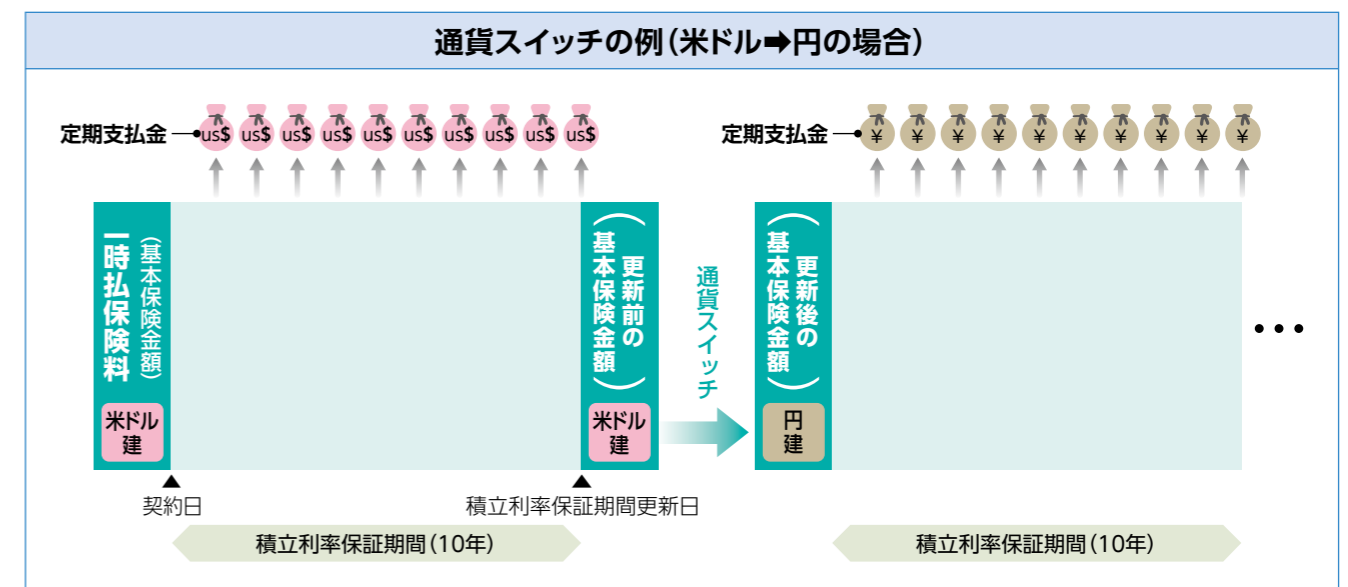


11 お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは▶P35~38をご参照ください。

12 更新時の指定通貨の変更(通貨スイッチ)について

- 積立利率保証期間の更新に際して、つぎの範囲で指定通貨を変更することができます。
 - ・米ドルから、豪ドルまたは円への変更
 - ・豪ドルから、米ドルまたは円への変更
 - *円から米ドル・豪ドルへの変更は取り扱いません。
- 更新時に指定通貨を変更した場合、死亡保険金・定期支払金などのお受取りは、すべて変更後の指定通貨で行います。ただし、更新日に受け取る定期支払金は、変更前の指定通貨となります。
- 更新後の基本保険金額は、変更前の指定通貨による基本保険金額を、第一フロンティア生命所定の為替レート▶P37・38を用いて変更後の指定通貨に換算した金額となります。
 - *更新後の基本保険金額が第一フロンティア生命所定の金額に満たない場合は、指定通貨の変更は取り扱いません。
- 最終の積立利率保証期間更新日(▶P25をご参照ください)後は、指定通貨の変更は取り扱いません。



13 配当金について

■ この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

積立利率保証期間中

- 積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。
- 「指数プラン」の場合、定期支払率の計算にあたって、指数連動部分の定期支払金額を受け取るために必要な率(指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は年率1.49%、円の場合は年率0.22%)を控除しています。
また、「指数プラン」の場合、参照指数の計算にあたって、戦略控除率※1(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト※2が控除されます。

※1 連動率の水準を高めるために設定します。なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は15%とします。

※2 参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。
(参考)複製コストのシミュレーション結果:年率0.10%~0.41%の範囲
(対象期間:2007年1月~2024年12月)

- ご契約を解約・減額する場合に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除 ご契約の解約などの際に必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数、契約年齢および 適用されている積立利率に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は▶P36・37 参照	ご契約の解約など の際に控除します。

▶次ページへ

解約控除率 *契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈米ドル建・豪ドル建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0歳 ┆ 75歳	2.50%以上	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%
	2.00%以上2.50%未満	5.40%	4.86%	4.32%	3.78%	3.24%
	1.50%以上2.00%未満	4.60%	4.14%	3.68%	3.22%	2.76%
	1.50%未満	3.90%	3.51%	3.12%	2.73%	2.34%
	適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	2.50%以上	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%
	2.00%以上2.50%未満	2.70%	2.16%	1.62%	1.08%	0.54%
	1.50%以上2.00%未満	2.30%	1.84%	1.38%	0.92%	0.46%
	1.50%未満	1.95%	1.56%	1.17%	0.78%	0.39%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
76歳 ┆ 80歳	2.50%以上	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
	2.00%以上2.50%未満	4.30%	3.87%	3.44%	3.01%	2.58%
	1.50%以上2.00%未満	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	1.50%未満	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
	適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	2.50%以上	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	2.00%以上2.50%未満	2.15%	1.72%	1.29%	0.86%	0.43%
	1.50%以上2.00%未満	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	1.50%未満	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
81歳 ┆ 85歳	2.50%以上	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	2.00%以上2.50%未満	2.90%	2.61%	2.32%	2.03%	1.74%
	1.50%以上2.00%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
	1.50%未満	2.20%	1.98%	1.76%	1.54%	1.32%
	適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	2.50%以上	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	2.00%以上2.50%未満	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	1.50%以上2.00%未満	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%未満	1.10%	0.88%	0.66%	0.44%	0.22%

▶次ページへ

解約控除率 *契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈米ドル建・豪ドル建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
86歳 〜 90歳	2.50%以上	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
	2.00%以上2.50%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
	1.50%以上2.00%未満	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%
	1.50%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	2.50%以上	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
	2.00%以上2.50%未満	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%以上2.00%未満	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
1.50%未満	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%	

〈円建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0歳 〜 75歳	1.00%以上	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%
	1.00%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	1.00%以上	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.00%未満	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
76歳 〜 90歳	1.00%以上	1.60%	1.44%	1.28%	1.12%	0.96%
	1.00%未満	1.20%	1.08%	0.96%	0.84%	0.72%
	適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	1.00%以上	0.80%	0.64%	0.48%	0.32%	0.16%
	1.00%未満	0.60%	0.48%	0.36%	0.24%	0.12%

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

▶次ページへ

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお支払いいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「定期支払金の円貨支払特約」における為替レート	TTM(為替手数料はかかりません)

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお支払いいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭)

③積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

指定通貨を別の外貨に変更する場合の為替レート
(変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)
指定通貨を円に変更する場合の為替レート
TTM-50銭

*上記の為替レートは、2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、定期支払金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠️ この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

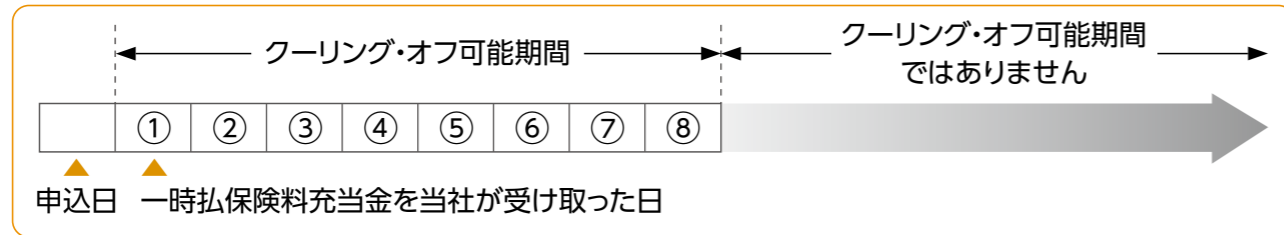
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



- クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

- ①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください(右記のコードより直接アクセスいただけます)。

こちらから
アクセス



*電磁的記録(第一フロンティア生命ホームページの場合)によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

- ②書面によるお申出の場合、郵便(はがき、封書)により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000(米ドル・豪ドル・円) *上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
(推奨) 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 / 証券番号:S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
(任意) お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

送り先 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料

②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料

③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料

④為替差損(益)

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

- ご契約の更新またはご契約の内容変更(保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約時に適用される積立利率は、 契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日) における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

6 保障の開始は以下のとおりとなります (保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡保険金・定期支払金をお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取る目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
①市場価格調整 ②解約控除 ③円貨に換算した金額は解約時の為替レート
解約返還金額の計算方法などくわしくは▶P31・32をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは▶P38をご参照ください。

10 **指数プラン** 積立利率保証期間更新日に 「基本プラン」へ変更される場合があります

- 更新時につぎのいずれかに該当する場合には、「指数連動部分付定期支払金特約」の更新は取り扱わず、積立利率保証期間更新日に「基本プラン」へ変更されます。
①積立利率保証期間更新日が、最終の積立利率保証期間更新日となるとき
*最終の積立利率保証期間更新日についてくわしくは▶P25をご参照ください。
②積立利率保証期間更新日に、ご契約時の「指数連動部分付定期支払金特約」の内容と同一内容の特約の付加を取り扱っていないとき
③積立利率保証期間更新日における積立利率に応じて計算される定期支払率が、第一フロンティア生命の定める水準に満たないとき

11 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

13 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

14 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00～17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

17 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「円貨支払特約」または「定期支払金の円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、解約返還金、定期支払金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
定期支払金		定期支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

解約・減額時の差益に対する課税

解約返還金額から必要経費^{※1}を差し引いた金額が、所得税(一時所得^{※2})+住民税の対象となります。

※1 一時払保険料から、それまでに受け取った定期支払金額や減額部分の解約返還金額に対する必要経費相当額が差し引かれます。

死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得 ^{※2})+住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※2 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

定期支払金受取時の課税

毎年受け取る定期支払金額から必要経費^{※3}を差し引いた金額が、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※3 必要経費は以下のとおり計算されます。

・基本プランの場合
必要経費 = 定期支払金額 × 必要経費率 $\left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{基本保険金額}^{\ast 4} + \text{定期支払金受取予定総額}^{\ast 5}} \right)$

・指数プランの場合
必要経費 = 定額部分の定期支払金額 × 必要経費率 $\left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{基本保険金額}^{\ast 4} + \text{定額部分の定期支払金受取予定総額}^{\ast 6}} \right)$

※4 指定通貨が外貨の場合、第1回の定期支払日における為替レート(TTM)で円換算した金額となります。

※5 第1回の定期支払金額および第1回の定期支払日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。

※6 第1回の定額部分の定期支払金額および第1回の定期支払日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。

*必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

*2回目以降の定期支払金受取時の必要経費の計算の際にも、第1回と同じ必要経費率を使います。

必要経費は、第一フロンティア生命よりお届けする「お支払明細」で確認できます。お支払明細の「必要経費等」をご参照ください。(イメージ ▶P14)

【ご参考】 定期支払金受取時の課税の計算例

・基本プランの場合

〈前提条件〉外貨建、女性、70歳（契約年齢）、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、
定期支払金額の円換算額：30万円

定期支払金受取時（71歳・余命年数14年）の計算は、

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{定期支払金額} - \text{必要経費} \\ &= 300,000\text{円} - 213,000\text{円} \\ &= 87,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{必要経費} = 300,000\text{円} \times \frac{1,000\text{万円}}{1,000\text{万円} + 420\text{万円} (30\text{万円} \times 14\text{年})} = 213,000\text{円}$$

・指数プランの場合

〈前提条件〉外貨建、女性、70歳（契約年齢）、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、
定期支払金額の円換算額：30万円（うち、定額部分の定期支払金額の円換算額：15万円）

定期支払金受取時（71歳・余命年数14年）の計算は、

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{定期支払金額} - \text{必要経費} \\ &= 300,000\text{円} - 124,500\text{円} \\ &= 175,500\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{必要経費} = 150,000\text{円} \times \frac{1,000\text{万円}}{1,000\text{万円} + 210\text{万円} (15\text{万円} \times 14\text{年})} = 124,500\text{円}$$

余命年数表（所得税法施行令 別表より抜粋）

*定期支払金受取予定総額（指数プランの場合、定額部分の定期支払金受取予定総額）は、第1回の定期支払日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。したがって、当商品では被保険者の性・年齢に応じて1歳～91歳までの余命年数を使用します（契約年齢が0歳～90歳のため）。

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
1歳	74年	79年	24歳	51年	57年	47歳	30年	35年	70歳	12年	14年
2歳	73年	78年	25歳	50年	56年	48歳	29年	34年	71歳	11年	14年
3歳	72年	77年	26歳	50年	55年	49歳	28年	33年	72歳	10年	13年
4歳	71年	77年	27歳	49年	54年	50歳	27年	32年	73歳	10年	12年
5歳	70年	76年	28歳	48年	53年	51歳	26年	31年	74歳	9年	11年
6歳	69年	75年	29歳	47年	52年	52歳	25年	30年	75歳	8年	11年
7歳	68年	74年	30歳	46年	51年	53歳	25年	29年	76歳	8年	10年
8歳	67年	73年	31歳	45年	50年	54歳	24年	28年	77歳	7年	9年
9歳	66年	72年	32歳	44年	49年	55歳	23年	27年	78歳	7年	9年
10歳	65年	71年	33歳	43年	48年	56歳	22年	26年	79歳	6年	8年
11歳	64年	70年	34歳	42年	47年	57歳	21年	25年	80歳	6年	8年
12歳	63年	69年	35歳	41年	46年	58歳	20年	25年	81歳	6年	7年
13歳	62年	68年	36歳	40年	45年	59歳	20年	24年	82歳	5年	7年
14歳	61年	67年	37歳	39年	44年	60歳	19年	23年	83歳	5年	6年
15歳	60年	66年	38歳	38年	43年	61歳	18年	22年	84歳	4年	6年
16歳	59年	65年	39歳	37年	42年	62歳	17年	21年	85歳	4年	5年
17歳	58年	64年	40歳	36年	41年	63歳	17年	20年	86歳	4年	5年
18歳	57年	63年	41歳	35年	40年	64歳	16年	19年	87歳	4年	4年
19歳	56年	62年	42歳	34年	39年	65歳	15年	18年	88歳	3年	4年
20歳	55年	61年	43歳	33年	38年	66歳	14年	18年	89歳	3年	4年
21歳	54年	60年	44歳	32年	37年	67歳	14年	17年	90歳	3年	3年
22歳	53年	59年	45歳	32年	36年	68歳	13年	16年	91歳	3年	3年
23歳	52年	58年	46歳	31年	36年	69歳	12年	15年			

【ご参考】 確定申告が不要となるケース

・年金所得者

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。
以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。（公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限りません。）

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

・給与所得者

給与所得者は以下の条件等に当てはまる場合、確定申告は必要ありません。

- ① 給与等の収入金額が2,000万円以下
- ② 給与所得および退職所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

*①の金額が年金所得者は400万円以下、給与所得者は2,000万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

*②の所得金額とは①以外の総収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。

*住民税については、申告が必要となる場合があります。

【ご参考】 個人年金保険の年金受取時の源泉徴収 *年金受取人と契約者（＝保険料負担者）が同一人の場合

雑所得金額（総収入金額※1－必要経費※2）が25万円以上の場合、年金から源泉徴収されます。

※1 同一年内に受け取る年金額

※2 同一年内に受け取る年金額 × 払込保険料総額 ÷ 年金受取総額または見込額

・25万円以上の場合

「雑所得金額×10%」の所得税が源泉徴収されます。
*復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

・25万円未満の場合

源泉徴収されません。

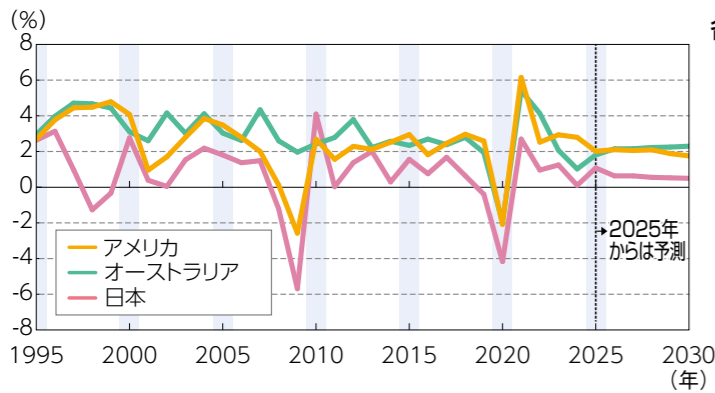
源泉徴収とは、特定の所得を支払う際に、その支払者（勤務先や生命保険会社等）が所得税を徴収して、国に納付する制度です。

*確定申告が不要となるケースや税務上の取扱いなど、くわしくは国税庁ホームページなどをご参照ください。

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

アメリカ・オーストラリアの魅力

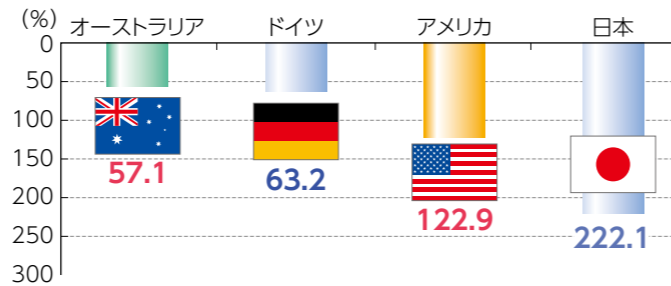
日本より高い経済成長率(日本との比較)



IMF[World Economic Outlook Database, October 2025]をもとに作成

比較的良好な財政状況

各国の政府債務残高の名目GDP比(2024年)

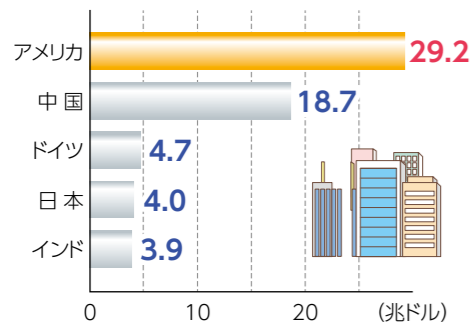


OECD[Economic Outlook No117-June 2025]をもとに作成
(小数第2位以下を四捨五入)

アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国

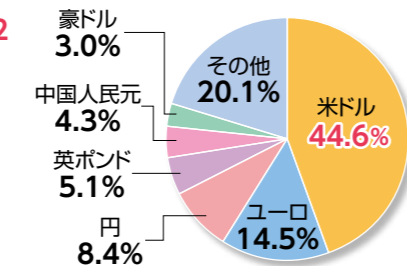
名目GDP(2024年)



外務省経済局
「主要経済指標(2025年9月)」

世界の基軸通貨

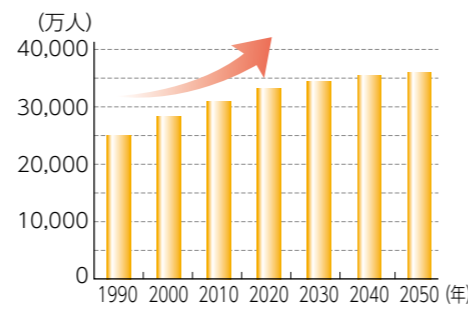
外国為替市場に占める取引高比率(2025年4月)



国際決済銀行(BIS)
「Triennial Central Bank Survey(2025年9月改訂)」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

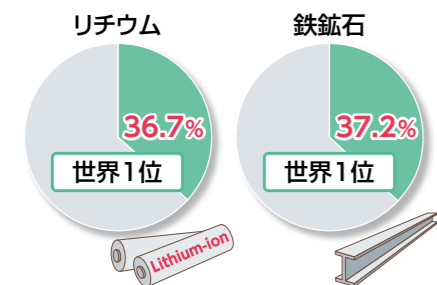


OECD Data Explorerをもとに作成

オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源

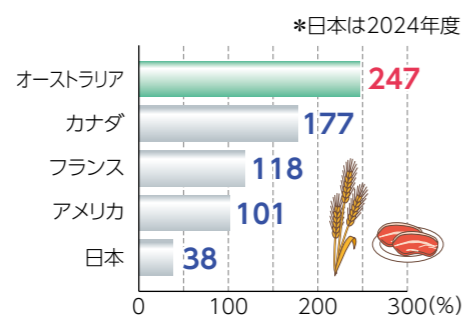
主な鉱物資源生産量世界シェア(2024年)



*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用
USGS
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2025」

高い食料自給率

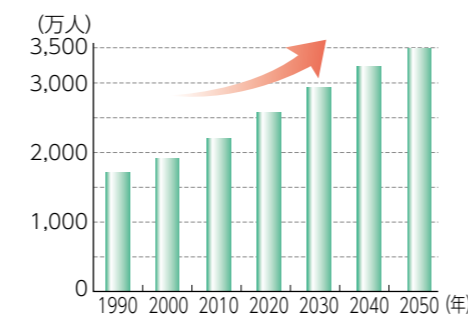
食料自給率(カロリーベース)(2022年)



農林水産省
「令和6年度食料需給表」

今後も人口増加の見込み

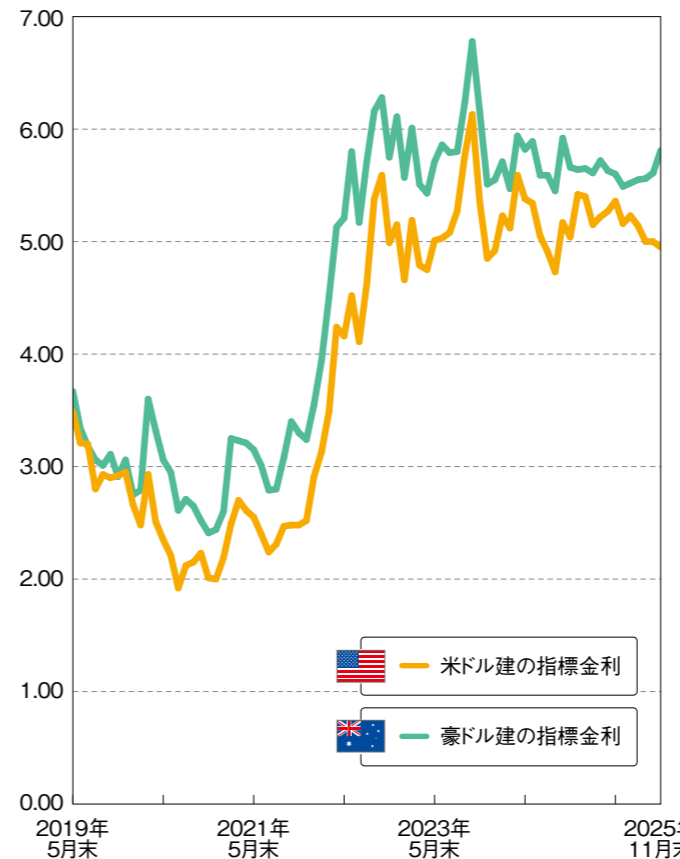
人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



OECD Data Explorerをもとに作成

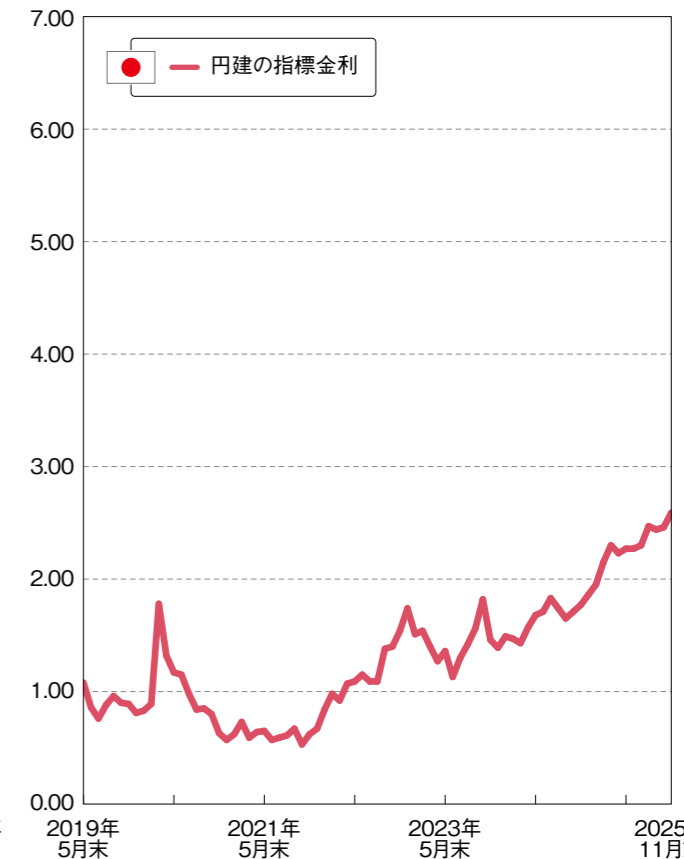
積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移(2019年5月~2025年11月末)

(単位:%)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

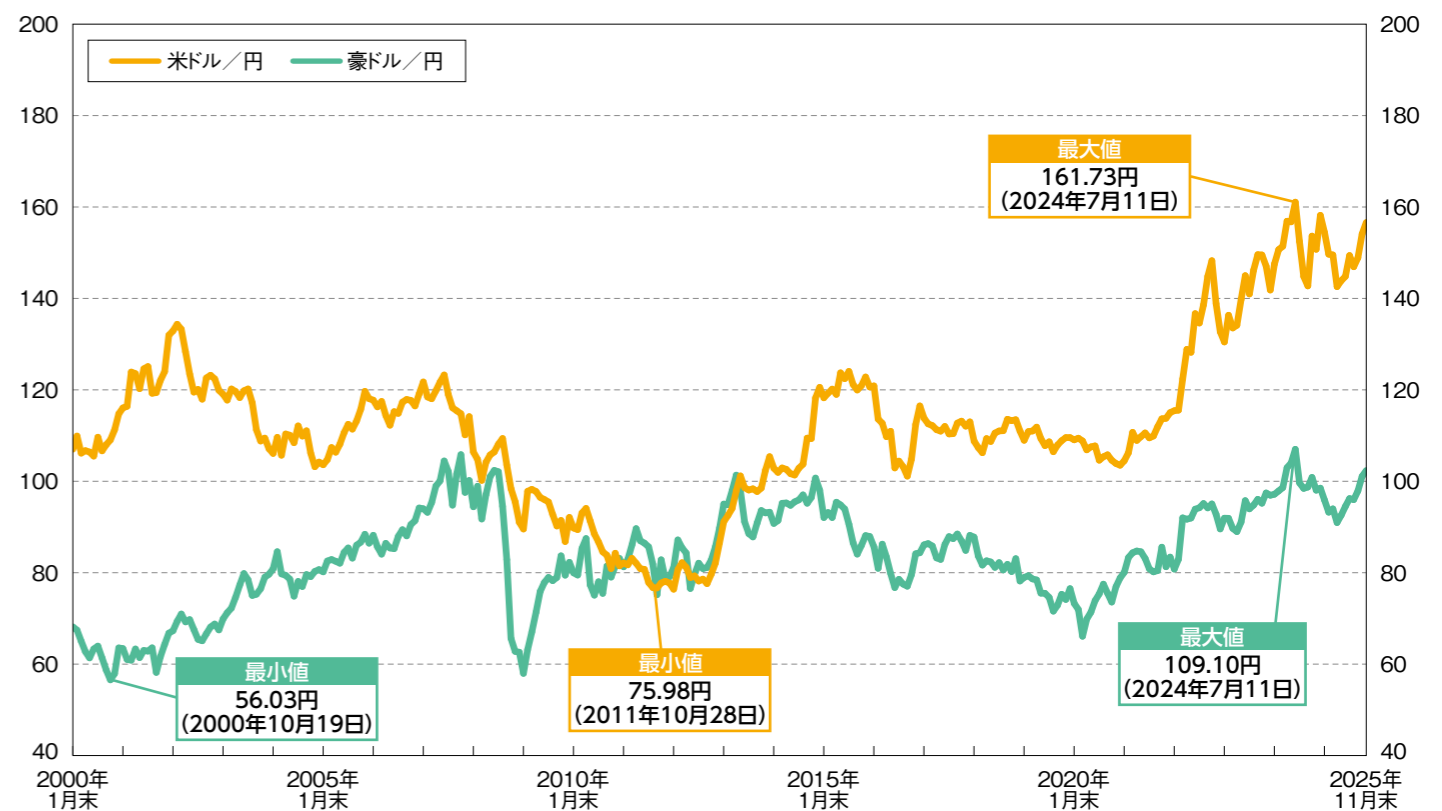
(単位:%)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2025年11月末)

(単位:円)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)

お客さまからのお申出(苦情)事例のご紹介 ～お申込 み前にご確認ください～

第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れ**することがあります。

預金では
ありません

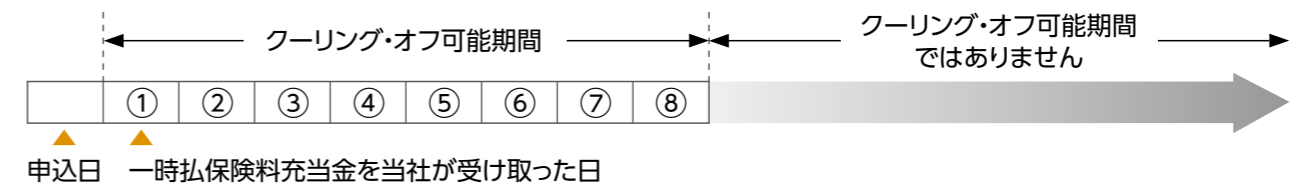
対象期間を勘違いしてしまい、クーリング・オフができなかった。

お申込者またはご契約者は、
ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

クーリング・
オフは
8日以内

※8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉



*クーリング・オフについて、くわしくは▶P39・40をご参照ください。

一定期間経過すれば、解約しても元本が保証されると思った。

解約返還金額は、
①契約時費用・解約控除等の費用 ②市場価格調整※ などの影響を受けます。

※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。
*解約返還金額について、くわしくは▶P31・32をご参照ください。

解約時の
最低保証は
ありません

〈上記②市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉

<p>解約の際の市場金利が、 契約時と比べて上昇した場合</p> <p>解約返還金額</p> <p>市場金利</p> <p>通常、解約返還金額が減少します</p>	<p>解約の際の市場金利が、 契約時と比べて低下した場合</p> <p>市場金利</p> <p>解約返還金額</p> <p>通常、解約返還金額が増加します</p>	<p>一般的な「市場価格調整」の解説動画をご覧ください。(約3分)</p>
---	---	---------------------------------------

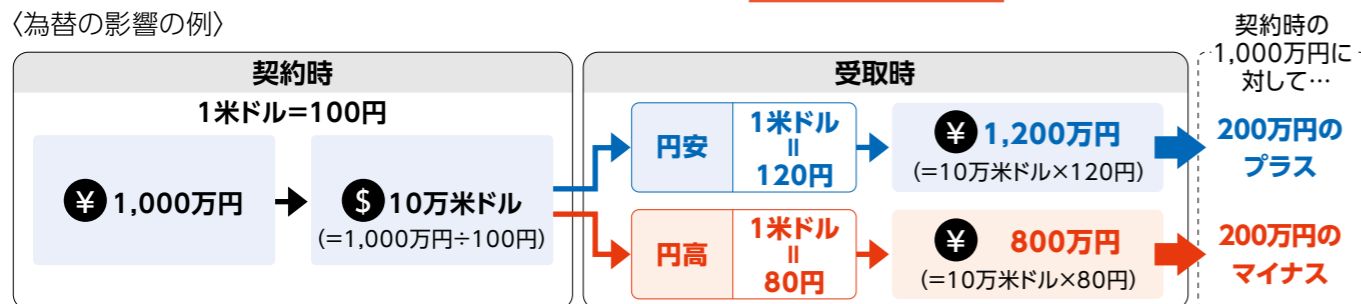
そのため、解約・減額した場合の受取金額は、**指定通貨建で元本割れ**することがあります。
また、最低保証はありません。

⚠ **円建のご契約でも**、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。

死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、円ベースで最低保証されると思った。

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が**円ベースで元本割れ**することがあります。
〈為替の影響の例〉

外貨建
為替リスク
があります



現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みをしたが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が
発生する
可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。
このほかにもご契約を乗り換えると、商品性などによりお客さまにさまざまな**不利益が発生する可能性**があります。

*現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項	
<p>ご契約中の保険契約の解約に伴う不利益</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用(解約控除等)の負担 新規契約成立までの保障の途切れ 為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ 定期支払金や配当の請求権の消失 など 	<p>新たな保険契約への加入についての不利益</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること 費用(契約時費用等)の再負担 市場環境(為替・金利など)の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること など

*上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。